

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 7 年 1 2 月 会 議

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 7 年 1 2 月 1 0 日 (水曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 諸般の報告について
日程第 3 行政報告について
日程第 4 報告第 4 号 総務常任委員会所管事務調査報告について
日程第 5 報告第 5 号 経済常任委員会所管事務調査報告について
日程第 6 一般質問について

本日の会議に付した事件

日程第 1 ～ 日程第 6 まで議事日程に同じ

出席議員 (1 2 名)

1 番	石 川 邦 子 君	2 番	小 林 真 奈 美 君
3 番	千 葉 薫 君	4 番	五 十 嵐 篤 雄 君
5 番	今 野 幸 子 君	6 番	室 田 崇 行 君
7 番	大 屋 治 君	8 番	大 久 保 富 士 子 君
9 番	越 前 谷 邦 夫 君	1 0 番	石 川 諭 君
1 1 番	板 垣 正 人 君	1 2 番	大 西 智 君

欠席議員 (0 名)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	下 道 英 明 君	副 町 長	八 反 田 稔 君
総務部長	高 橋 秀 明 君	経済部長	佐 野 大 次 君
洞爺総合 支 所 長	若 木 涉 君	経 済 部 長 次	篠 原 哲 也 君

洞爺総合 支所 副支所長	片	岸	昭	弘	君	総務課長	末	永	弘	幸	君
企画財政 課長	藤	岡	孝	弘	君	政策推進 課長	田	仁	孝	志	君
住民税務 課長	宮	下	信	一	君	健康福祉 課長	高	橋	憲	史	君
子育て支 援課長	平	間	義	陸	君	介護高齢 課長	鎌	田	智	子	君
観光振興 課長	野	呂	圭	一	君	産業振興 課長	仙	波	貴	樹	君
生活環境 課長	高	橋	謙	介	君	上下水道 課長	宮	古	義	信	君
地域振興 課長	後	藤	和	郎	君	会計 管理者	兼	村	憲	三	君
教 育 長	渋	川	賢	一	君	教育推進 課長	細	江	幸	恵	君
社会教育 課長	角	田	隆	志	君	代表監査 委員	山	口	芳	行	君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐々木	勉	書記	黒澤	博美
庶務係	木村	暁美			

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、洞爺湖町議会令和7年12月会議を開会いたします。

現在の出席議員は12名全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、5番、今野議員、6番、室田議員を指名いたします。

◎諸般の報告について

○議長（大西 智君） 日程第2、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、これでご了承願います。

ここで、議会運営委員会の所管事務調査の報告を願います。

五十嵐委員長。

○議会運営委員会委員長（五十嵐篤雄君） おはようございます。

読み上げて、報告書とさせていただきます。

所管事務調査報告書。

令和7年12月10日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

議会運営委員会委員長、五十嵐篤雄。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

記。

1、調査事項、洞爺湖町議会令和7年12月会議の運営について。

2、調査日、令和7年12月4日（木）。

3、出席者、私ほか、小林副委員長、千葉委員、大久保委員、越前谷委員、石川邦子委員。

4、委員外として、大西議長、板垣副議長にもご出席をいただきました。

5、説明員、八反田副町長。

6、結果、洞爺湖町議会の会期等に関する条例第2条第1項に基づく洞爺湖町議会令和7年12月会議について、本委員会を開催し、議会運営のための所要の協議を行い、その結果は次のとおりであります。

会議期間については、12月10日から12月15日まで。

審議日程については、裏面に記載のとおりでございまして、本会議でございまして。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で、諸般の報告を終わります。

本会議の会議期間については、本日から15日までといたしますので、議会運営にご協力をお願い申し上げます。

◎行政報告について

○議長（大西 智君） 日程第3、行政報告を行います。

町長並びに教育長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

初めに、町長の行政報告を許します。

下道町長。

○町長（下道英明君） 洞爺湖町議会令和7年12月会議、町長行政報告を読み上げて、ご報告をさせていただきたいと思います。

1、寄附について。

前会議から本会議までの間、次の方々より寄附の申出があり、ご厚志に添うようありがたく受納いたしました。

（1）金員の寄附（ふるさと納税寄附金として）、個人（匿名を含む）3,586件、累計6,412件でございます。総額1億692万600円、累計1億9,137万6,701円でございます。

（2）物品の寄附、虻田郡洞爺湖町高砂町37番地、洞爺ライオンズクラブ会長、鈴木雅善氏、実行委員長、中谷玲二氏、洞爺湖畔遊歩道のベンチ3台でございます。

2、洞爺湖町合併20周年記念式典の開催について。

11月3日に洞爺湖町合併20周年記念式典を開催いたしました。

式典では、映像により町のこれまでの歩みを振り返ったほか、ニコイチヴァイオリンのお二人による記念演奏会を行いました。

また、記念事業として行われた町内の小学生による絵画コンクールの授賞式を行い、受賞された児童に賞状と記念品を贈りました。寄せられたどの作品も、子供たちがこのまちで見つけた大切なこと、未来への気持ちが詰まったすばらしい作品でした。

これからも洞爺湖町のさらなる飛躍を願ってまいりたいと存じますので、議員の皆様には、引き続きご協力賜りますようお願い申し上げます。

3、第50回東京あぶた・とうや湖会総会への参加について。

関東圏に居住する洞爺湖町出身者やその家族及び縁故者で組織する東京あぶた・とうや湖会の第50回総会が、11月15日に東京都内で開催され、大西議会議長、石川邦子議員、石川諭議員、鈴木雅善商工会長とともに参加いたしました。

今年度は創立50周年の記念総会であったことから、町で旅費を一部助成し、7名の町民が参加して旧友との親交を深めました。

総会には約50名の方々が出席し、洞爺湖町の近況をご報告するとともに、洞爺湖町の特産品についても紹介したところ、ふるさとの思い出話に花が咲き、盛会のうちに幕を閉じまし

た。

会員の皆様とは、今後も親睦を深めてまいりたいと考えております。

２ ページ目をお目通しいただきたいと存じます。

４、令和７年度津波防災訓練の実施について。

11月22日に浦河沖を震源とする地震に伴い大津波警報が発表された状況を想定した防災訓練を実施し、住民や保育所児童、洞爺湖消防団等の関係機関を含む約200名が参加しました。

今年度の訓練では、浸水想定区域の住民の避難訓練、災害対策本部の初動体制の構築訓練、防災行政無線及び町ホームページや公式LINE等による情報伝達や情報配信訓練、避難行動要支援者の対応を含めた避難所の開設と運営訓練のほか、住民、消防団員及び町職員がともに避難所資機材の設営訓練を行いました。

また、7月30日のカムチャツカ半島付近の地震による津波警報の際に、課題となった避難所の初動対応や情報伝達手法などの改善も含めて訓練内容を構成し、住民の防災意識の高揚や職員の災害対応能力の向上を図ることができました。

今後も、防災訓練をはじめとする防災・減災に向けた取組を推進し、地域防災力の向上に努めてまいります。

５、2025火山砂防フォーラムの開催について

10月30日及び31日の２日間、洞爺湖文化センターを主会場に、2025火山砂防フォーラムを開催し、有珠山周辺地域の児童生徒や火山地域の自治体職員など約800名の参加をいただきました。

当町での開催は、平成14年以来23年ぶりとなり、2000年有珠山噴火災害から四半世紀を迎え、これまで有珠山周辺地域で取り組んできた地域住民による伝承活動や防災・減災教育活動を、洞爺湖有珠火山マイスターの皆さんが実演を交えて紹介し、また、洞爺湖温泉観光協会の越後副会長や、洞爺地区に移住された宮本さんに参加をいただいて、「火山地域のサステナブルなまちづくり」についてパネルディスカッションを行い、火山地域がこれからも持続し、発展するための「火山との共生」の在り方や監視・観測体制の強化、砂防施設の整備を含めた地域防災力の向上のための貴重な提言をいただきました。

本フォーラムの開催に当たり、ご協力をいただきました関係機関の皆様にご心より感謝を申し上げます。

６、白老町で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る職員派遣について。

10月22日に白老町の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが発生し、10月23日から開始された防疫措置の支援作業に対して、胆振総合振興局より職員の派遣要請があり、当町から農業振興課職員２名を派遣し、大型鶏舎８棟の殺処分の支援作業を行いました。

防疫作業については、道職員・関係機関・近隣市町村のほかに、初めて民間事業者へ業務委託し、常時90名から120名体制で作業を実施いたしました。

11月２日に農場防疫措置が完了し、11月24日の午前0時をもって、移動制限区域が解除となり、今後、新たな発生等がなければ、監視強化区域解除検査で陰性を確認した上で解除と

なり、監視の終了と対策本部を廃止する予定となっております。

7、各種事務事業の取組状況について。

前会議から本会議までの各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告いたします。

なお、朗読は省略をいたします。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で町長の行政報告を終わります。

次に、教育長の行政報告を許します。

渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） それでは、洞爺湖町議会12月会議に当たり、教育委員会の行政報告を申し上げます。

資料の1枚、おめくりください。

1、洞爺湖町の今後の教育についての説明会の開催について。

去る10月22日虻田地区、10月27日洞爺湖温泉地区、10月28日洞爺地区において、洞爺湖町の今後の教育についての説明会を開催し、3地区合わせて50名の参加をいただいたところで

す。

説明会では、洞爺湖町小中一貫教育基本方針（素案）、洞爺湖町学校給食センターの在り方、洞爺湖町教育施設の現状と課題の三つの内容について説明し、各会場の参加者からは、多様化・複雑化する未来の社会を見据え、子供たちにとって望ましい教育環境を整えていくためのご意見・ご要望等をいただきました。

2、各種事務事業の取組状況について。

前会議から本会議までの各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告いたします。

なお、朗読については省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で行政報告を終わります。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（大西 智君） 日程第4、報告第4号総務常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

総務常任委員会から報告の申出があります。

本件は、申出のとおり報告を受けることとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員会の所管事務調査報告を受けることに決定いたしました。

総務常任委員長の発言を許します。

千葉委員長。

○総務常任委員会委員長（千葉 薫君） それでは、報告第4号といたしまして、皆様にご報

告申し上げます。

所管事務調査報告書。

令和7年12月10日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

総務常任委員会委員長、千葉薫。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

記。

所管事務調査。

1、調査事項でございます。小学校・中学校の現況について。
2、調査日でございます。令和7年11月20日（木）・21日（金）。
3、出席委員でございますが、私のほかに、室田委員、大久保委員、越前谷委員。
4、同行者といたしまして、大西議長、洞爺湖町教育委員会渋川教育長、細江教育推進課長でございます。

5、説明員等としまして、虻田小学校、細野校長・山本教頭、虻田中学校、鈴木校長・荒地教頭、とうや小学校、羽根校長・山岡教頭、洞爺中学校、内山校長・古沢教頭、洞爺湖温泉小学校、荒木校長・竹内教頭。

6、調査結果でございます。町内の小学校3校、中学校2校を訪問し現況調査を行った。質問事項については、事前に依頼し調査日に説明を受けた。

当日、各学校の授業の様子を見学し、どの学年も明るい雰囲気の中、それぞれ工夫を凝らした授業風景が見受けられ、子供たちと先生方のコミュニケーションは十分取れていると感じたところである。

次年度に向けて、各学校の要望事項の聞き取りを行ったところ、とうや小学校から体育館のウレタン塗布及び照明のLED化・児童手洗い場の給湯設備の設置などが挙げられた。温泉小学校から遊具の移設についての要望があり、これは児童の安全管理上の問題も指摘されていることから、早期の検討及び取組を期待いたします。

裏面でございます。

虻田中学校から校外学習や部活動におけるバス借上げ、楽器購入、技術科備品購入などの要望を受けた。その他、虻田中学校から虻田小学校への移転に関し備品の保管場所の不足、また引っ越し作業に伴う人員不足との話があり、町として職員等の協力を仰ぎながら、スムーズに移転できる体制を検討されたい。

さらに、校舎の老朽化による傷みなどは、随時優先順位を決めて行っており、今後も引き続き安全で快適な環境づくりに努めていきたい。

次に、各学校への質問事項に対する回答を得たので、次のとおり報告する。

まず、ヤングケアラーの把握及び認知については、現時点では各学校とも該当する者はいないとの回答であったが、心配される子もいるようなので、行政としてもしっかり見守っていただきたい。

いじめ不登校の対応については、年に複数回のアンケート調査の実施及び日常的に児童の観察を行い、そのような兆候が見受けられた場合には、組織として対応、また児童に対する個別的な支援もなされている。

防災教育については、学校ごとに独自の防災学習を重ね、避難所開設学習で虻田中2年生と洞爺中、噴火避難訓練で虻田中全学年と虻田小、それぞれが合同で開催している。また、とうや小も洞爺中進学後の火山学習等について、系統を立てて実施されており、今後も学校内の連携した取組について、継続し進めていきたい。

タブレットの使用でございます。タブレットの使用状況については、全学年が日常的に使用し、授業だけでなく家庭のAIドリルの活用などの学習習慣づくりにもなっている。またオンライン学習の実施、町内の学校同士や箱根町の学校を結んで交流を深めるなど、タブレットの有効活用がなされている。今後も引き続き幅広い活用方法の検討が望まれる。

小学校の英語教育についてであります。小学校の英語教育につきましては、ALTのほか英国青年2名が加わり、発音指導や会話活動を通して、子供たちが生きた英語に触れる機会となり恵まれた学習がなされている。

とうや小では、6年生が洞爺中の英語教師による授業を受ける機会が設けられ、また5年生の授業においてALTなしの授業の場合は、英語に堪能な保護者の協力を得ながら実施されている。

虻田小の全体の取組として、日常的に英語に触れられる環境づくりということで、校内には英単語やフレーズの掲示、イラストつきポスターなどが設置され、さらに休み時間などを活用してのクイズやゲーム、ミニスピーチなどが行われている。

英語はますます身近なものとなり、子供たちにもふだんの生活の中でも肌感覚で感じてもらえる環境づくりが必要と考える。町として今後とも英語教育に力を入れていきたい。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 報告を受けましたが、確認程度の質疑などは受けたいと思いますが、ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 以上で、総務常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（大西 智君） 日程第5、報告第5号経済常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

経済常任委員会から報告の申出があります。

本件は、申出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、経済常任委員会の所管事務調査報告を受けることに決定いたしました。

経済常任委員長の発言を許します。

石川邦子委員長。

○経済常任委員会委員長（石川邦子君） 読み上げまして、ご報告申し上げます。

報告第5号所管事務調査報告書。

令和7年12月10日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

経済常任委員会委員長、石川邦子。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

記。

所管事務調査その1。

調査事項、J Aとうや湖の現況と課題について。

調査日、令和7年11月26日（水）。

出席委員、私のほか、大屋副委員長、五十嵐委員、今野委員、石川諭委員、板垣委員。

同行者、大西議長、若木洞爺総合支所長、山本農業振興課畜産林務係長。

説明員等、高井代表理事組合長、斎藤営農販売部長、黄金崎農産青果第1課長、秋山農産青果第3課長、堀部畜産課長、佐藤クリーン農業推進課長、遠藤農業振興課長。

調査結果、令和6年度のJ Aとうや湖の全体販売高における洞爺湖町の取扱高は、青果指導販売課で16億1,090万円、農産指導販売課で4億2,878万円、畜産指導販売課で3億6,178万円、全体で24億146万円、前年度と比較し2億5,755万円の増となっています。

その増の要因としては、夜温と湿度が低かったことなどから、前年度に比べ病害虫の発生が低い傾向でした。また、依然として経費の高止まりが続いています。畜産部門では、黒毛和牛の評価は高く、市場平均価格を上回っています。

令和7年10年末現在では、長芋は収穫が遅れぎみであるがやや豊作で、ミニトマトは収量性のよい品種の採用で収穫量が大幅に増加しています。

反面、特産のバレイショやニンジンなどが一部収量・品質の低下が見受けられ、コーンについては、裏面でございます、全体的に収穫が1週間程度前倒し傾向となり、セルリーについては生育不良で、いずれも天候不順や高温の影響によるものとなっています。

また、町全体の農家戸数については、合併時と比べ高齢化等の影響により戸数が激減しているが、人手不足を補うため外国人労働者を雇用するなど、労働力の確保対策を行っています。

さらに、ANAクラウンプラザホテル札幌で開催された食のイベントでは、洞爺湖町で生産している各種野菜やとうや湖和牛、財田米など洞爺湖町の農産物のブランドの知名度向上を図っています。

所管事務調査その2。

調査事項、NPO法人洞爺まちづくり観光協会の現況と課題について。

調査日、令和7年11月26日（水）。

出席委員、私のほか、大屋副委員長、五十嵐委員、今野委員、石川諭委員、板垣委員。

同行者、大西議長、若木洞爺総合支所長、後藤地域振興課長。

説明員等、京谷会長、水野事務局長、大石店長、星川財務主任。

調査結果、NPO法人洞爺まちづくり観光協会（水の駅）の会員は、新たな農産物の会員はなく、キッチンカーなどの会員が13件増え、107件となっています。前年度と比較すると、入館者については5,340人程度減、販売等の収益は70万円増の見込みであり、動力船（ジェット）の環境維持協力費の収益増となっています。

売店の売上げについては、財田米の購入を求める方が多いことから、今後は少しでも長い間財田米を販売できるよう生産者をお願いすることや、お米以外の物も購入していただくことで収益増につなげていくとのことでした。

協会が抱える課題としては、冬期間の集客を上げるためのイベントの企画、最低賃金が職員の時間単価を上回ったことから給与の見直しを行ったが、売上げが低調で厳しく、事務局長については7月から週休3日にし、パートについても勤務時間の短縮をし、固定費の削減をしてきたが、最小限度の職員の配置のための職員の負担が大きくなっている。

また、協会からの要望事項については、駐車場の増設や施設内のじゅうたんの取替え、2階テラス床下の張り替えなどの改修要望があったところです。

なお、これらの課題と要望については、新たな農産物出品者の新規会員の増を目指す新規勧誘や各種事業の見直し、収益増の取組など協会内での自助努力も必要ですが、町と協会がお互いに情報交換等を行いながら、積極的な支援や助成も含め、引き続き検討していただきたい。

以上、2件でございます。

○議長（大西 智君） 報告を受けましたが、確認程度の質疑などを受けたいと思いますが、ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 以上で、経済常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

ここで、休憩いたします。再開を10時35分いたします。

（午前10時30分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

休憩前に戻り、会議を続けます。

（午前10時35分）

◎一般質問について

○議長（大西 智君） 日程第6、一般質問を行います。

本日は、1番、石川邦子議員から5番、今野議員までの4名を予定しております。

初めに、1番、石川邦子議員の質問を許します。

1 番、石川邦子議員。

○1 番（石川邦子君） 改めまして、おはようございます。1 番、石川邦子でございます。

一昨日の地震ですが、大変大きな揺れを感じまして、私も海の近くに住んでおりますので、大変心配をいたしました。いち早く自主避難の避難所が開設されたということで、27名の方が自主避難をされたということを聞いております。大変お疲れさまでした。

その後も報道によりますと、後発地震が警戒するということで、通常の生活の中で、いつでも避難をできるような準備ですとか、非常持ち出しなどの準備が必要だということで、私も非常持ち出しの準備をしたところでございます。

それでは、通告に従いまして、3 件の一般質問を行ってまいります。

ちょっと今回、傍聴の方も多くいらっしゃいますので、ちょっと緊張をしております。

まず、1 件目でございます。

1 件目は、熊の出没時における当町の対応でございます。

全国的に熊の出没が相次ぎ、熊は本当に恐ろしい動物だということが思い知らされました。専門家によりますと、熊対策については、日本では市町村や都道府県に熊対策の専門家がほとんどいない状況で、熊をはじめとした野生動物の管理が、業務としてなかなか社会に認知されていない。その場しのぎの対応をしてきた。それが現在の状況とのことでございます。

令和7年度、全国で熊による痛ましい死亡事故は13件、4月から10月の死者数は196人と最悪のペースで推移しているとのことです。町民も大変心配をしております。近年の洞爺湖町、また近隣の市町村における熊の目撃情報や、足跡などの痕跡情報を伺います。お願いいたします。

○議長（大西 智君） 片岸洞爺総合支所副支所長。

○洞爺総合支所副支所長（片岸昭弘君） 洞爺湖町の熊の出没の状況でございます。

過去には、平成18年に遡りますが、11月に香川地区において、ビートの食害がありまして、箱わなの設置を行って1頭が捕獲されております。また、それ以降は、捕獲はされてございませんが、数年ごとに足跡や目撃情報などの出没が確認をされている現状です。本年度は、町内での出没情報につきましてはありません。

近隣の市町村の状況でございますが、本年度は、熊または熊らしき動物の目撃情報が多数あったとの情報をいただいております。特に隣町の豊浦町、伊達市市内、それから大滝区におきまして、担当者から多くの情報をいただいております。

また、大滝区では、熊の捕獲がされていると聞いてございます。山伝いに隣接しておりますので、当町においても警戒をしているところでございます。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1 番（石川邦子君） 熊は大変移動範囲が広いと聞いております。町内での目撃情報がなくても、警戒はしていかなければならないと思います。

今後、熊が出没した際の町民に対する注意喚起、周知の方法、パトロールなど、どのように行われるのか伺います。また、日頃から熊を寄せつけないための生ごみの管理、熊被害の

防止対策、何か行われているのでしょうか、伺います。

○議長（大西 智君） 片岸洞爺総合支所副支所長。

○洞爺総合支所副支所長（片岸昭弘君） 洞爺湖町では、目撃情報などがあった場合に、まず、現地の確認を行いまして、熊であるか小動物であるかの確認を行っております。その状況を判断した上で、住民への周知方法の判断や、教育委員会や防災担当、観光振興課等に連絡を行い、情報の共有を図っていきます。

また、自治会長への報告を行いまして、住宅街に近い場合は、防災無線を活用した情報の提供や周知看板の設置、チラシを作成し、ファクス等の送信周知や、戸別配付を実施して注意喚起を行っております。

また、猟友会の協力をいただきまして、出没の可能性が高い朝晩の巡回協力や、現場にセンサーカメラを設置し、個体の確認を行うなど、初動体制を行っております。

生ごみの取扱いについてでございますが、熊の出没の誘因物となりますので、誘因物の適正な管理を行っていただくために、広報紙などにより普及啓発に努めてまいります。

熊被害の防止対策としましては、洞爺高台地区において、エゾシカの被害防止のため、電気柵を設置してございます。エゾシカだけではなく、熊の侵入にも効果があるものと考えてございます。

また、4月の雪解け頃に、ふだん人の侵入がない山の奥まで、スノーモービルを活用し、経験のあるハンターが複数人により、パトロールを行ってございます。足跡などの痕跡を発見した場合には、進行方向を確認して捜索するなどの人の気配を感じさせ、市街地への侵入の防止対策を実施しているところでございます。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） 了解いたしました。

次に、8月に洞爺総合支所で行われました有珠山周辺でのヒグマ出没を想定した机上訓練について、内容と成果、今後の課題について伺います。

○議長（大西 智君） 片岸洞爺総合支所副支所長。

○洞爺総合支所副支所長（片岸昭弘君） 議員おっしゃるとおり、道内各市でのヒグマによる人身被害を受けまして、今後、熊が市街地に出没が懸念され、関係機関が現場での連携を強固なものにするために実施をしてございます。

当町の取組が全道的にも先進的な体制を取っていると、参考事例になると評価されているところでございます。

また、過去に観光地に近い場所で出没があったことも考慮しまして、当町からも要望をさせていただいてございます。8月26日に洞爺総合支所で、伊達警察署、胆振総合振興局、北海道猟友会伊達支部、洞爺湖町の4機関が合同で実施をしております。

伊達警察署管内では初めての訓練であり、5月の某所の午前6時45分、洞爺湖温泉の有珠山西山火口散策路で、ヒグマ1頭を目撃したとの住民からの110番があったこととする内容といたしました。

一つ目に通報から現場到着まで、二つ目に現場到着から通報個体の発見まで、三つ目に通報個体発見から最終対応までの3段階に分けて行ってございます。想定される様々な危険なイメージと、各機関が連携すべき行動の確認がされております。

警察官職務執行法に基づきまして警察が主導する場合と、鳥獣保護法に基づきまして洞爺湖町が主導する場合を想定してございます。どちらのパターンでも対応できるよう、各機関の役割を改めて確認いたしまして、相互の連携を強化なものとするのができたと感じてございます。

今後の課題といたしましては、実際に熊が出没した際に現場の対応として、警察が主導するのか、町が主導するかの判断をすることが大変難しいなと考えてございます。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） 実践さながらの訓練を行ったということで、机上の訓練ではございますが、大変いい、素晴らしい訓練だと思います。観光地としては、特にやっぱりこうした訓練をしていくことは重要だと思っております。この訓練、成果などもおっしゃっていただきましたけども、広く報告をしていただければよかったのかなとも思っております。

次の質問でございます。

洞爺湖町鳥獣被害防止計画についてであります。

計画の主な大まかな内容、計画の中にあります鳥獣被害対策実施隊の活動と、ライフル銃による熊の捕獲について、また、熊用の箱わなは何基用意されているのか、捕獲の実績について伺います。

○議長（大西 智君） 片岸洞爺総合支所副支所長。

○洞爺総合支所副支所長（片岸昭弘君） 鳥獣被害防止計画についてでございます。

農林被害の軽減を目的にしまして、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律といいます。通常、鳥獣被害防止特別措置法と呼んでございます。それに基づきまして、国の財政的な支援を受け、計画的に鳥獣被害防止対策を進めるために、市町村が策定する計画となっております。

洞爺湖町では平成21年度に作成をいたしまして、被害状況を的確に把握した上で、各種支援を活用してございます。地域の実情に即した対策が実施できるようになりまして、効率的な被害防止が図られるよう、対策を講じております。

具体的には、エゾシカの捕獲のためのくくりわな、センサーカメラ、ドローンの購入経費、冬期一斉捕獲に対する捕獲作業の出動経費や各種経費、アライグマの捕獲のための箱わなの購入経費などの支援を受けてございます。

鳥獣被害防止特別措置法に基づいた鳥獣被害防止に積極的に取り組んでいる人を、鳥獣被害対策実施隊として指名し、指名した場合には、非常勤公務員扱いとされるところでございます。また、銃器所持に当たっての毎年の狩猟登録料及び狩猟税並びに技能試験の免除などの優遇措置が講じられることとなっております。

また、ハンターの対応について、熊捕獲等に従事している者の安全確保を図るため、散弾

銃ではなくライフル銃を所持するために、散弾銃を所持して10年という条件がありますが、鳥獣被害対策実施隊に指名、任命された隊員であれば、必要に応じて、ライフル銃の所持を10年以内の経験であっても特別に許可されます。当町において、この条件を満たした方が2名おられます。

熊の捕獲用の箱わなの状況でございます。先ほどご紹介しましたが、平成18年の11月に香川地区におきまして、伊達市より借用して箱わなにより捕獲をした実績がございます。その後、伊達市より情報を得て、鉄工所に依頼して作製して、1台を保有しているところでございます。

大きさ等でございますが、ヒグマはですね、本州に生息しておりますツキノワグマに比べて大きいので、捕獲資材の販売店での製品では大きさや強度に問題がありましたので、依頼して製作をしているところでございます。

捕獲実績につきましては、過去に後志管内の真狩村からの依頼で箱わなを貸し出した際に、大型のヒグマを1頭捕獲している状況でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） 了解いたしました。この熊用の箱わなが全国的にあちこちで必要だということで、もう生産が間に合わなくなっているということも聞いております。1基あるということで安心をしております。

次に、猟友会の関係なのですが、猟友会の現状とハンターの確保、育成、あとガバメントハンターについて、洞爺湖町としてどのように考えているのか、伺います。

○議長（大西 智君） 片岸洞爺総合支所副支所長。

○洞爺総合支所副支所長（片岸昭弘君） 猟友会伊達支部洞爺湖部会の状況でございます。

現在、会員数は15名となっております。一時は10名を下回る時期もありましたが、新人ハンターの育成、確保を進めまして、4名の新人ハンターが入会をされている現状です。エゾシカ等の有害鳥獣の駆除作業にご協力をいただいておりますが、ヒグマの対応の経験のある方は、そのうち6名でございます。

全国的な問題と認識しておりますが、捕獲者の減少、高齢化による対応可能な人材の確保、育成が急務であります。ヒグマ捕獲の経験の伝承が課題であると考えてございます。

ガバメントハンターの取組の関係でございます。狩猟免許を持ちまして野生動物の捕獲や管理を行う自治体職員を示してございます。

これにより、迅速な対応が可能となりまして、当町におけるガバメントハンターの取組の状況でございますが、現在、鳥獣被害対策を担当しております職員が平成27年に採用され、猟銃の所持、わな猟の捕獲許可を受けて、捕獲活動を実施しているところでございます。また、先輩ハンターの指導を受けまして、熊の捕獲活動も実施をしているところでございます。

洞爺湖町としましては、北海道内でも先進的な取組を実施しているところでございまして、ハンターの育成に当たりましては、担当職員が昨年、北海道猟友会から指導員の任命を受け

まして、現地指導などの新人ハンターの育成に当たっているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） 洞爺湖町にはガバメントハンターが一人、職員としていらっしゃるということでございます。多分、町民も知らないんじゃないかなと思いますので、今の答弁を聞いて、ああそうなんだ、いるんだと思って、安心をしたと思います。

次へ、質問でございます。

次に、緊急銃猟制度について伺います。

緊急銃猟制度ですが、9月1日施行の改正鳥獣保護管理法に基づいており、熊が人の生活圏に侵入し、発砲以外の方法では駆除が困難な場合、一定の条件を満たせば、市町村の判断で銃猟駆除が可能となりますが、その内容について、お願いいたします。

○議長（大西 智君） 片岸洞爺総合支所副支所長。

○洞爺総合支所副支所長（片岸昭弘君） 緊急銃猟制度についてのご説明でございます。

これまで、鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律におきまして、住居が集合している地域または広場、駅、その他の多数の者の集合する場所での銃器を使用した鳥獣捕獲等が禁じられておりました。

特に、急を要する場合に、住居集合地域等において、銃器を使用した捕獲が必要となった場合は、警察官職務執行法の対応が行われてございます。

応急的にハンターの判断におきまして、猟銃等を発射した行為が緊急避難に該当する場合に、違法性が除かれてきましたので、より予防的で迅速な対応を行うため、議員おっしゃるとおり、令和7年9月1日に鳥獣保護法の一部が改正されまして、人の日常生活圏にヒグマが出没した際、安全確保等の条件の下で、市町村が委託した者による猟銃を可能とする緊急銃猟が新たに創設されたところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） 緊急銃猟制度を活用する場合には、市町村長の判断により、銃器を使用した捕獲等ができることになっております。これに伴いまして、緊急銃猟対応マニュアルの作成が必要となってくるようでございます。

下道町長は、緊急銃猟対応マニュアル、作成するお考えはありますか。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、ご質問ありましたように、近年、ヒグマが人々の生活圏に頻繁に出没して、事故や被害が増加していることは承知しているところでございます。

これを受けまして、法律が改正され、緊急時に限り、市町村長の判断で銃器を使用した捕獲が可能ということで、町長は、職員が外部の専門家に指示を出し、銃器で捕獲を行うことができる、このたび定めたところでございます。

ご質問にございましたとおり、緊急銃猟対応マニュアルを作成して、通報から対応、追い

払い、捕獲までの手順を明確にしていまいりたいと思っております。

さらには、熊が出没する原因の一つとして、果樹や生ごみなどがありますので、これらを適切に管理することで、出没を防ぐ効果が期待できます。住民の皆様には、誘因物の管理を促していまいりたいと思っております。

今後も、熊と共存ができる環境づくりを進め、住民の安全を最優先に対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） ありがとうございます。

環境省が全国で相次ぐ熊被害に対応するために、熊対策費用として、過去最大の34億円を今年度の補正予算案として計上し、11月28日に閣議決定をされております。これに伴いまして、北海道も4,000万の熊対策費補正予算を上げているということでございます。

交付金事業として、地方自治体が行う熊類の捕獲や人材育成等の被害防止対策への支援、内容としては、緊急銃猟捕獲に係る経費、ガバメントハンターの人件費、箱わななど、熊対策関連資機材購入費などとなっています。

こうした交付金の事業の活用を踏まえて、観光地を抱えておりますので、今後、春熊の時期などに向けて、熊出没時の対応について、事前にしっかりと準備を進め、万全の対策をしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、1件目の質問は終わります。

次に、2件目の質問でございます。

2件目は、津波災害対応に対する課題と、津波対策訓練の結果について伺います。

10月24日の全員協議会において、7月30日発生のカムチャツカ半島付近を震源とする地震に伴う津波災害の対応のまとめについて、町より資料の提出がございました。

8時25分地震発生から9時40分にJアラートサイレンが鳴り、津波警報が発令され、10時01分に防災行政無線での避難情報の伝達が始まりましたが、防災無線がちょっと遅いのではないのかと感じました。

津波警報が発令された時点で、まず、海沿いの地域、すぐに高いところに逃げるように避難指示を出すべきではなかったのではないかと思います。いかがでしょうか。

また、災害対策本部が津波対応における課題として、避難指示要領に基づく対応が徹底されなかったとありました。これを、どういうことなのでしょう。お願いいたします。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 1点目のご質問でございますけれども、時間を要したというところでございますけれども、初動の対応におけます避難指示の決定後、防災無線による避難広報を実施することとしてございますが、これにつきましては、防災行政無線につきましては、免許を有する資格者でなければ操作ができないということになってございます。

また、放送内容の録音、これ、繰り返して放送を行うということでございますので、まず、

この設定に時間を要したものでございます。

初動対応時につきましては、様々な対応をしなければならないということもございます。時間的、人間的にも難しいものでございました。発災後すぐに防災行政無線等の情報伝達を開始することができるよう、まず、その優先順位と業務の分担を明確にしまして、複数の職員が操作を習熟することとしまして、既にこの操作訓練については実施をしているところでございます。

また、2点目の避難指示要領に基づく対応の徹底の関係でございますけれども、町では、避難指示等判断マニュアル等を定めてございます。これに基づきまして、避難指示の決定ですとか、情報伝達を行うこととしてございます。

7月30日の初動の対応でございますけれども、マニュアルに定めた防災行政無線の放送内容、それから緊急速報メールの記載事項が一部相違していたものでございました。

このマニュアルにつきましては、防災担当に変更があっても適切な判断ができることを目的に策定したものでございますので、今後におきましては、このマニュアルに基づいた運用を徹底してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） 防災行政無線については、その資格を持っていない方がいなければできないということでは困りますし、もう早急に、その資格についても、誰が防災無線、すぐにできるようにしておかなければならないと思いますので、その点については早急に対応していただきたいと思います。

次に、そのまとめの総括のところで職員に対するアンケートも行っておりました。職員が避難所の資機材の保管状況が分からないとありました。これは一体どういうことなのか、お願いいたします。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 資機材の保管状況の関係でございますけれども、今回開設をしてございます避難所におきまして、どのような資機材を避難施設の中に、どこに配置しているのか、そのことについて分からないとなった内容かと思っておりますけれども。

避難所となる施設の中には、保管場所がない場合、それから災害のハザードエリア内になっている施設もございます。全ての避難所に常備することは難しく、段ボールベッドなどの資機材につきましては、香川コミュニティセンターですとか、あと旧大原小学校、旧花和小学校など避難所に備蓄しているほか、洞爺ふれ愛センター、また役場庁舎横の旧職員住宅に分散をして備蓄を行っている状況になります。

このことについて、職員にまず浸透が図られていなかったことが今回、資機材の保管場所が分からないという形で意見として出されているものではないかと理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） 職員がどこの避難所を担当しても、しっかり保管状況を分かるようであれば困りますので、これもどうぞよろしくお願いしたいと思います。

次に、自治会の関係ですが、避難指示の発令された地域で、自主防災組織がある自治会があったのでしょうか。あったならば、ほかの自治会の参考になると思いますので、自治防災組織の対応について、教えていただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 自主防災組織の、まず活動状況になりますけれども、避難指示の発令された地域におきましては、自主防災組織のある自治会につきましては五つと認識をしてございます。

今回の津波警報の発表によります避難所の運営に当たっては、自主防災組織や自治会役員の皆様には、高齢者宅への声かけ、また避難所内での避難者の把握などの活動に加えまして、段ボールベッドなどの資機材の設営や、食事の配付などにご協力をいただいたというふうに、当方は伺ってございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） 了解いたしました。

次は、津波防災訓練のほうの関係でございます。

11月22日に行われた津波防災訓練のお知らせの中に、7月30日発生のカムチャツカ半島地震による津波警報では、多くの町民が避難し、情報の伝達や避難所の受入れ体制など、反省点や課題が明らかになり、この経験を踏まえて、津波防災訓練を実施しますとありました。参加人数は何人だったのでしょうか。避難所ごとに分かれれば、お願いしたいと思います。

あと、9月会議にも、この避難の関係の一般質問が大変多くございました。その答弁の中に、避難訓練を、自治会と町が連携をして避難訓練に取り組むという答弁がございました。

今回、自治会や団体などに、避難訓練の参加協力の要請などを行っていたのでしょうか。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） まず、1点目のご質問でございますけれども、参加人数の関係でございますが、町民の方については、今回の11月22日の避難訓練においては55名のご参加をいただいております。

施設別の内訳になりますけれども、虻田小学校につきましては、当方で把握しているのは24人、虻田中学校については6名、それと、母と子の館につきましては25名と把握をしてございます。

また、2点目の参加協力の要請の関係でございますけれども、これにつきましては、まず、防災室のほうで防災講話を実施してございます。また、それから、7月30日の津波の対応に関する聞き取りの際に呼びかけを行ってございます。

またその後、地域担当の業務などで対象の自治会を訪問する際に、呼びかけにまずこれは

努めているところでございますが、要請は書面によりますと、要請につきましては、その11月22日の段階、避難訓練の呼びかけについては、実施はしていないという内容になります。

以上になります。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） もっと積極的に、自治会や団体などに避難訓練の参加要請、必要ではないかと思います。今回、11月に避難訓練を実施して、その成果や課題について伺います。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 11月22日に行われた避難訓練の成果と課題についてでございますけれども、訓練の成果につきましては、より実践に近いものとなるよう、7月30日の発災時同様、避難所を3か所設置し、ハザードマップに示す避難先に実際の避難経路を使って避難をしていただきました。

避難所の受付におきましては、訓練にご参加をいただいた方々に、避難者カードへの記入をいただき、職員においては避難所名簿の作成など、お互いに実際の避難さながらの避難訓練を実施してございます。

また、開設、運営の訓練といたしましては、段ボールベッドとパーティションの資機材の組立て、設置手法を学ぶなど、実際の災害時に必要なことを学んでいただくことができたものと考えてございます。

また、課題でございます。課題という捉え方にはならないかも知れませんが、避難所の運営につきましては、避難所内の住民の皆様によります自治組織に担っていただくこととなりますので、今後の訓練では、より実際の避難所運営に近い訓練となるよう、このことにつきましては、引き続き、検討してまいりたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） 私もそのように思います。避難訓練の実施については、今後、避難所の運営を実際に経験しておく必要性を強く感じています。

避難所運営、方法を中心に、防災備品や非常食の説明を含め、簡易ベッドの組立てや簡易トイレの設営など、自分たちで実際に行うことで、いざというときの知識や経験を身につけることができます。このことを目的に避難訓練を実施することも必要だと思います。

そのため、職員はなるべく手を出さない。あくまでも運営は避難所にいる皆さんで行っていただくという趣旨を伝えながら、訓練を取り組むのも必要ではないかと思います。いかがですか。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまのご質問の件でございますけれども、避難所の運営につきましては、議員ご承知のとおり、自助、共助、公助の考え方に基きまして、自治会や自主防災組織、避難所にいる職員、お互いが協力をし合って避難所を運営することが必要と考えております。

避難所の運営については、先ほどの答弁と繰り返しになるかもしれませんが、住民の皆さんに担っていただくことになりますので、この避難所の設営に関する避難所の初動段階の対応について、今後、防災講話や訓練を通じまして、より実際の避難所運営に近い訓練となるよう検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1 番（石川邦子君） 7月30日の津波の避難指示が出たときに、私は避難地域だったので、虻田小学校に避難をしておりました。高齢者がパイプ椅子に長時間座ることがとても大変でした。段ボールベッドは寝るためだけではなくて、高齢者がちょっと横になったりするのに必要でした。

避難所として想定される施設に、ある程度の毛布や段ボールベッドなどの資機材が少しでも保管されていれば、運搬に時間を要することもなく、避難所の皆さんが自分たちで準備をすることができます。保管場所がないのであれば、プレハブ小屋を設置するなど、いかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 備蓄の関係でございますけれども、一般の避難所の対応についてでございますが、町内の公共施設に分散をして備蓄しております。

避難所となる施設の中には、保管場所がない場合、災害のハザードエリアとなっている施設もございます。プレハブ小屋の設置も含みます全ての指定避難所に、常備をすることは難しいのではないかと考えているところでございます。

今後の方策としましては、民間の移送事業者との災害時の協定を含めまして、迅速な移送体制の構築を進めたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1 番（石川邦子君） 能登半島地震のときに、ちょっと状況は違うのですが、道路が寸断されて全く物資が届かない。そういう経験から、各避難所にある程度保管をしておくというようにしたそうでございます。想定される避難所の備蓄をぜひ検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問に入ります。

現町政1期目の総括について伺います。

令和4年の4月、子供から高齢者まで誰もが幸せを感じるまちづくりを旗印に、下道町政がスタートしました。早いもので、来年4月で1期4年の任期を迎えます。

まず初めに、就任当初、コロナの感染症が2類相当であった中、町政運営には多くの制約があったと考えます。こうした厳しい状況の下で、町長が掲げた六つの政策の柱のうち、特に子育て支援、教育環境整備、観光交流人口の拡大、地域経済の回復などについて、現在の評価と課題を伺います。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） まず、私の公約には六つの柱がございました。一つ目は子育て支援、二つ目は行政サービスの向上と自主財源確保を目指す町役場改革でございます。三つ目は住民力が生きる協働のまちづくり。そして、四つ目が高齢者の皆さんの安心のために。そしてまた、五つ目は暮らしを支える地域づくり。そして、最後は商工業、農業、漁業、観光振興でございました。

就任当時、今、議員からご指摘のありましたように、コロナの感染症２類相当ということで、町民の皆様が大変日々大きな不安を抱えている中でございましたが、そのような中でも、議会の皆様にもご協力、ご承認をいただきながら、子育て支援の拡充、教育環境改善の道づくり、観光と交流人口の拡大、さらには地域経済の活性化に取り組んできたところでございます。

特に、職員の努力もあり、ふるさと納税につきましては、私が就任時よりも、就任したときからおよそ２倍ということになってきたところでございます。防災、減災、安心なまちづくり、公共交通の利便性向上など、一つ一つ課題を確かめながら、着実に歩みを進めてきたところでございます。

このたびの12月会議一般質問通告を見ても、観光、漁業、商工業、教育、福祉など、多くの課題についてご質問がございました。これもまた、全て、どれもまちの未来にとって大切なものばかりでございます。

この課題解決に向け、私自身はまだ及第点であると考えております。まだ道半ばの中で、これからも限られた任期、これからも真摯にまちづくりに進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○１番（石川邦子君） 次の質問でございます。

任期も残り数か月となりました。今後の町政運営に向けた町長のお考えと、将来の決断についてお聞かせください。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） これまで３年８か月、「チェンジ町政に新しい風を」、子供から高齢者まで、誰もが幸せを感じるまちづくりという大きなテーマの下、多くの町民の皆様にお支えいただき、また議員各位からも温かく厳しいご助言をいただきながら、町政運営に取り組んでまいりました。

明るく元気なまちづくり、まだ道半ばでございます。だからこそ、残された課題に正面から向き合い、解決に向けて一步一步前へ進めていく必要があると考えております。

先週、私の後援会役員会より、来春執行予定の町長選挙への正式な出馬要請をいただきました。まずは、残り４か月弱の１期目の任期、これまで以上に全身全霊で町政に当たることをお誓い申し上げます。

そして、来春の町長選挙に出馬し、皆様とともに未来へ向けたまちづくりを、さらに進め

てまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） ただいま下道町長が2期目の出馬を表明されたと受け止めさせていた
できました。

以上をもちまして、3件の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（大西 智君） これで、1番、石川邦子議員の質問を終わります。

ここで、休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（午前11時22分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 1時00分）

○議長（大西 智君） 休憩前に戻り、一般質問を続けます。

次に、7番、大屋議員の質問を許します。

7番、大屋議員。

○7番（大屋 治君） 7番、大屋でございます。よろしくお願いいたします。

通告書に従いまして、質問させていただきます。2件の案件、よろしくお願いいたします。

一つ目につきましては、先ほど1番議員からも質問されましたように、ただいま全国各地、
人里や住宅地まで出沒している熊、我が町にも同じように熊が出沒するかもよとの注意報が、
つい先般、発信がありました。

でも、その後、熊に対する目撃情報だとか熊の情報がないことから、当町においては、熊
は関係なかったのかなということで、一安心している一人であります。

異常気象により、熊の生育区域の山の木に餌となる木の実がなっていないからとのこと。
カーボンニュートラルの問題でもありますが、地域温暖化により、山に異常を来し、熊の餌
となる山ぶどうやどんぐり、栗の木の実が不作。

山ばかりでなく、今、温暖化により、サケ等、本来回遊してくるであろう魚が日本海域に
来てはいない状態になっていて、熊ばかりか、私たちの日常にも支障を来しています。ふだ
ん食する魚、またジャガイモなどの野菜類も不作で、品質も不良で高騰しているわけであり
ます。農作物の生育に必要な時期の雨不足が指摘されています。

一方では、石川県能登半島や九州では、今年の8月初旬、線状降水帯が発生し、記録的な
大雨により、大きな土砂災害が発生しました。能登半島は、昨年元旦早々、大地震により、
大きな被災をしたばかりなのに、誠にお気の毒としか言いようがありません。

異常気象は、我が町の基幹産業である一次産業の農業。

○議長（大西 智君） 大屋議員、質問の件名と要旨に入っていただければと思います。

○7番（大屋 治君） 分かりました。

それで、今、議長のほうから、率直に質問をせよというお話でしたが、それに従いまして、お話しいたしますと、異常気象という中で、私たちの周りにはたくさんございます。

自然災害の中では、有珠山噴火があるわけですが、津波の心配ばかりではなく、異常気象による線状降水帯がもたらす土砂災害も懸念されます。

異常気象といえ、ここから質問に入るわけですが、令和4年2月21日から23日にかけての我が町の大雪であります。短時間で59センチ余りの積雪を見ました。しかも、暴風雪による大きな吹きだまりもあちらこちらにできました。

今年、北海道の雪予想は、日本海側を中心に、平年並みか多めの降雪が予想されています。特に12月は大雪になる可能性があり、全体的に厳しい冬になる見込みという長期予報がなされております。

冬になると、私たちの日常生活に欠かせない作業に除雪があるわけですが、高齢者が45%の我が町です。各家庭の庭先の除雪を、女性や高齢者の作業として行うのはしんどい状態です。

特に除雪車が通過した後で、排土板からはみ出た雪、またそれから、跳ね飛ばされた除雪雪がそれぞれの家庭の庭先の出入口に残されたり、図らずしも積み上がったりとすると、大概は固まっているので、それを取り除くには大変な労力が必要となります。

除雪作業従事者が深夜を問わず、重機や除雪車で除雪作業を行っていただくのは感謝しかありませんが、主要通りや本線の除雪は、除雪車を走らせて除雪したので、それで完了と言われて、それ以外の箇所は自分の力となると大変な労力が生じます。

そこで、1番目の質問でございますが、除雪車通過後に、高齢者宅前の道路路肩、これは除雪車から見た路肩になりますが、そこに雪が残っている状態が見受けられるが、その対応についてお伺いしたいと思います。

○議長（大西 智君） 高橋生活環境課長。

○生活環境課長（高橋謙介君） それでは、まず私のほうから、冬期間における除雪体制の現状について、少しご説明させていただきます。

降雪時の除雪につきましては、効率的な除雪をするため、バス路線や役場、消防等といった主要公共施設に接続する道路から始め、通勤、通学路などの生活道路へと、優先順位をつけて除雪をしております。

また、限られた除雪車両や人員体制の中で、可能な限り丁寧な除雪を心がけており、間口の雪を残さないよう努めておりますが、町内の除雪延長は約200キロもあり、現状では、道路を安全に通行できる状態とすることで精いっぱい状況でございます。

そういったことから、どうしても道路除雪の際に発生してしまう間口の雪については、周辺にお住まいの方々に除雪していただくよう、毎年、広報や回覧をお願いしているところでございます。

今後におかれましても、これまで同様の対応をお願いいたしますが、限られた時間、限られた体制で、早期に住民生活や事業活動に必須である道路除雪を優先するためでありますの

で、除雪時における間口除雪への協力について、住民の皆様にご理解、ご協力いただけるよう、周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 鎌田介護高齢課長。

○介護高齢課長（鎌田智子君） 私のほうからは、高齢者などの除雪支援についてご説明させていただきます。

当町では現在、社会福祉協議会が実施いたします有償ボランティア、手助け隊事業を通じまして、希望をする方に対し、除雪の支援に当たっているところでございます。

また、洞爺地区におきましては、除雪が困難な高齢者または障害者などの町民税非課税世帯を対象に、洞爺湖町高齢者など除雪サービス事業により、除雪サービスを行っているところでございます。

町といたしましては、今後も現行の効果的な取組を継続していくこと、また、これらの取組に対する周知を努めることによりまして、高齢者などをはじめとした支援を必要とする方々に対し、必要な支援が行き届きますよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○7番（大屋 治君） 了解いたしました。非課税世帯については特に配慮をいただくということでございますが、お金持ちであるとか貧乏とか関係ございません中で、年寄りの方々が非常に困っている状況が出てきますので、そのときには、よろしく有償ボランティア等の派遣方、お願い申し上げまして、この件につきましては、質問は終了させていただきます。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○7番（大屋 治君） 2番目の質問をさせていただきます。

洞爺湖町は自然豊かな日本有数の観光地ですし、洞爺湖有珠山ジオパークにより、海外ばかりか全国から様々な旅行者が訪れています。湖畔を歩行によって散策する人や、ジョギング、または、サイクリングされる方が多数おられることは周知のことです。

道の駅や水の駅等で整備されているような公衆トイレに至るところに設置するわけにはまいません。

車で旅行者は、あらかじめトイレタイムを想定していて、どこそで用を足すようにと準備してお出かけになっているはずですが、西山火口散策路とか浮見堂公園、または、洞爺湖中島散策路について、先日12月6日に開催された生物多様性ワークショップの参加者からも指摘された事項ですが、町長なり6番議員もお気づきになったはずですが、トイレがないと言われました。

景勝地を散策している最中に急に用を足したくなった方のために、時期的に閉鎖しているトイレについては、無料の公共トイレを案内するとかしてあげればよろしいかなと存じますが、単純な話ではありません。

案内されたけど、トイレまで遠いなど、例えば浮見堂公園を散策したけれど、トイレが閉鎖なので水の駅まで車で移動したが、駐車場がなくトイレが使えない。さあ、次どこへ行ったらいいのかということにもなります。

中島の遊歩道を散策して、大平原からアカエゾマツコースを抜けて中島を東回りで、仲洞爺方面を見ながら、右手の温泉街のほうに進行して栈橋に戻る、洞爺湖中島一周コースの途中、用を足したくなったときと、例えが長くなりましたが、二つ目の質問にさせていただきます。

西山火口散策路など、景勝地を散策される方に対して、観光地の美化、衛生面から、有料トイレの装置導入についてお伺いさせていただきます。

○議長（大西 智君） 野呂観光振興課長。

○観光振興課長（野呂圭一君） 西山火口散策路のトイレ整備についてであります。

現在、散策路には、北口に1か所のトイレが設置されておりますが、南口にはトイレが整備されてない状況にあります。

南口を利用される皆様には、事前にトイレを済ませてから散策いただくよう、パンフレットへの掲載や、教育旅行における旅行エージェント並びに火山ガイドを通じた周知を徹底しているところです。

ご質問の有料トイレにつきましては、目的外での利用防止や、利用者のマナー向上、施設の破損防止といった効果が期待でき、安心安全の確保という観点から、有効な手段であると認識しております。

しかしながら、南口にはそもそもトイレが存在せず、新たに建設するためには、多額の費用を要することから、現時点で南口にトイレを建設し、さらに有料化することは困難であると考えております。今後、利用状況や整備の必要性を注視してまいりたいと考えております。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○7番（大屋 治君） ありがとうございます。

ただし、中島の散策路はどうなのでしょう。中島の森林公園には、喫茶店というか、そういうものがございすけども、トイレがないと言われております。

あそこを一周しますと、時間的にも、それから距離的にも、非常に長いコースを自然散策したいと思う方につきましては、トイレがないということは非常に不便に考えているところですけども、それについては、どのようにお考えなのでしょう。

○議長（大西 智君） 質問の要旨ではないんですけども、答弁できるのであれば、お願いしたいと思いますけれども。

野呂観光振興課長。

○観光振興課長（野呂圭一君） 中島につきましても同様の答えになってしまうのですが、中島の湖の森博物館につきましては整備したばかりでして、その中には、新しいトイレ、そういったものがございす。

遊覧船で渡った観光客の方は、まずそちらのほうのトイレをご案内し、中島を回っていた

だくということで、距離が長いというご指摘ですが、なかなか中島にもう一つトイレというのは難しい状況ですので、今後もそういったご案内をしたいと考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○7番（大屋 治君） 了解いたしました。それでは、浮見堂公園についてはどうでしょうか。

時期的に閉鎖はされていると思いますが、先ほど申したように、そこを車でもって水の駅まで移動したいと思って行ったんだけど、駐車場が満車で駐車できないと。じゃあ、どこを探そうかという形で困っている方もいらっしゃるようにお聞きしております。

○議長（大西 智君） 通告外なのですけれども、どうですかね。行政側で答弁できますか。所管も違うんですけれども、当然。

後藤地域振興課長。

○地域振興課長（後藤和郎君） 浮見堂公園についてのトイレでございます。

浮見堂公園につきましては、トイレは冬期間、閉鎖してございまして、トイレを利用される方には、浮見堂公園のトイレの前に経路も示しまして、水の駅を利用されるように示してございます。

また、水の駅の駐車場というお話でございますけれども、観光協会から水の駅に関する駐車場の増設というような要望もございますけれども、冬期間につきましては、私が見る限り、それほど混雑しているような状況も見られておりません。

ということでございますので、水の駅につきましては24時間トイレということでございますので、そちらのほうを利用させていただくことで、これからも考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○7番（大屋 治君） 了解いたしました。相対的に、旅行者の方の利用度合いによって、今後考えていくということでございますが、そういった施設を有効に利用させていただくように、また、今バイオによって、トイレなんかも整備している観光地もあるということでお聞きしているわけなのですが。

何と申しますか、お客様が来てから準備するのではなくて、そういったものを準備してございますので、どうぞ中島も散策していただきたい。それから、水の駅等につきましても、そういった駐車場も整備していますので、どんどんお客さん来てくださいという形にしていかなければ観光振興にならないと思います。

以上を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大西 智君） これで7番、大屋議員の質問を終わります。

次に、8番、大久保議員の質問を許します。

8番、大久保議員。

○8番（大久保富士子君） 8番、大久保富士子でございます。

冒頭に、12月8日午後11時15分頃、青森県での震度6度強の地震により津波が発生し、北

海道と青森、岩手県の３県で計51名がけがをしたとの報道であります。被害を受けられた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

今回の質問は、長引く物価高騰により深刻な影響を及ぼし、家計に強い負担が強いられています。そこで、町としての物価高対策についてをテーマに、通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

10月21日、臨時国会にて自民党の高市早苗総裁が内閣総理大臣に就任し、自民、日本維新の会両党による連立政権が発足されました。女性の内閣総理大臣は、憲政史上初めてであります。

高市総理は自民党総裁に選出された直後に、働いて、働いて、働いて、働いて、働いてまいりますと、働いてを５回連発し、今年の流行語大賞を受けたことが話題になっております。初閣議で、物価高騰に対する経済対策の策定を指示したと報道され、政府は11月21日の臨時閣議で、物価高対策などを盛り込んだ総合経済対策を閣議決定いたしました。

物価高対策では、子育て世帯を対象に、18歳までの子供に１人当たり２万円の応援手当を支給する。電気、ガス代の補助を再開、5,000億円を投じて、来年１月から３月までの３か月間、一般家庭で計7,000円ほどを負担軽減する。

また、自治体が独自の物価対策に柔軟に活用できる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を２兆円計上しました。おこめ券や電子クーポンの配布、水道料の減免などを後押しし、食料品高騰対策などの支援とすると発表をされております。

ここで重要になるのが、各自治体が地域の実情に合わせて使える重点支援地方交付金であります。先月11月28日、下道町長へ公明党会派として、板垣議員と一緒に物価高騰から町民生活を守るためには、同交付金を有効活用し、家庭への負担軽減を一刻も早く実現する必要があります。即効性ある物価高騰対策の強化が急務であることから、緊急要望をいたしました。

そこで、当町としての物価高対策についての質問でございます。

物価高から幅広い国民生活を守り抜くため、政府は先月21日の臨時閣議で、物価高対策を盛り込んだ経済対策、全体の規模は、一般会計で17.7兆円程度を計上し、重点支援地方交付金として、食料品高騰への対応に対して、特別追加4,000億を含めた２兆円を計上されていきます。

即効ある物価高騰対策を講ずるよう、自治体が短時に取り組む対策として、重点支援地方交付金の迅速な運用が重要であります。そこで、当町においての物価高についてお伺いいたします。

一つ目は即効性です。物価高は待ったなしです。家計負担軽減に直結する即効性のある物価対策の急速な実施であり、そのために、重点支援交付金を最大限活用し、町民生活を守る支援が重要であります。そこで、大きな影響を受けている年金生活者、子育て世帯のみならず、低所得層などへの幅広い支援について、町のお考えをお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） お答えいたします。

ただいま、議員のほうから説明いただきましたけれども、国の令和7年度の補正予算第1号が閣議決定されまして、重点支援地方交付金2兆円、このうち、食料品の物価高騰に対する特別加算が、4,000億円が計上されました。

今、国会で審議中でございますけれども、補正予算が成立後に、交付金の制度要綱、それから、洞爺湖町への交付限度額が、恐らくですけれども、年内には通知があるものと思われます。

重点支援地方交付金の基本的な考え方につきましては、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けておられる生活者、それから事業者の支援を主たる目的とする交付金でありまして、地方自治体が地域の特性や実情に応じ、迅速かつ効果的な支援を実施するための財源となります。

本町におきましても、長期にわたる物価高騰が町民の皆様の生活に大きな影響を与えていることを踏まえまして、この交付金を最大限に活用し、即効性のある物価高騰対策支援を早急に検討して実施する所存でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○8番（大久保富士子君） 長期にわたる物価高騰が町民の生活に大きな影響を与えていると、今、それを踏まえて交付金を最大限に活用し、即効性のある物価高騰対策支援を急速に検討し、実施するという答弁でありました。

補正予算が成立後、交付金を最大限に活用して実施すると。そこで、交付金を見込んである程度の準備をしていると思いますが、やっぱり即効性がキーワードであります。町長に、まずはリーダーシップの下、実効性のある支援をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、二つ目は、事務コストの最小限です。紙の商品券やおこめ券については、印刷代などの事務経費が大きく膨らむ傾向があります。住民の皆様にも最大限還元できる形を検討していただきたい。そうした意味では、水道基本料金などの減免は施策です。

水道は誰もが使うものであり、負担が軽減されれば、その分、食料品購入などに充てることができます。水道基本料金の減免は、公明党も推奨しております。また、食料品高騰対策として、家庭に少しでもお金が残り、食品への支援の検討も期待するところでございます。

そこで、光熱水費、燃料費の急激な負担増への対応として、電気、ガス、燃料、水道料金等に対する負担軽減対策について、町の考えをお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 電気やガス料金の負担軽減につきましては、現在、国が主導して取り組んでおりまして、令和7年度、国の補正予算案におきまして、5,296円の予算が組まれる予定であります。

これにつきましては、令和8年の1月分から3月分までの3か月分の冬期間の電気、ガス代を支援する方針でありまして、こうした国の政策に基づく支援が最も効果的であると考え

ております。

この支援事業が、各世帯、各事業所に適用されることによりまして、町民、事業主の皆様にとりましては直接的な支援になると考えているところであります。議員からもご説明いただきましたけれども、一般家庭であれば、1月から3月で約7,000円分の負担が軽減されるというところであります。

それから一方、水道料金、下水道料金、それから燃料費などにつきましては、町が独自に支援を検討して、対応策をしなければならない事業になります。特に、今、議員からご指摘いただきました水道料金、下水道料金の負担軽減につきましては、重点支援地方交付金の趣旨にも沿いますことから、本町においても支援を検討すべき領域であると考えております。

町民、事業主の皆様にとりまして即効性のある物価高騰対策支援になると考えておりますことから、このたびの議員のご提案も踏まえて、今後、実施に向けて具体的に検証させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○8番（大久保富士子君） 水道料金の減免の実施に向けて検討していきたいというふうに認識させていただいてよろしいですね。

そこで、水道料金の基本料金の金額が、もし分かれば教えていただきたいと思います。私といたしましては、3か月ぐらいの水道料金基本の減免を提案したいと思っておりますが、再度質問をお願いいたします。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 水道料金の基本料金ということでありましたけれども、水道料金と下水道料金を合わせた形で、今検討しておりますけれども、まず、水道料金につきましては、一般家庭用で、メーター料を含めて、1か月が3,113円、消費税込みです。

それから、一般の業務用ですけれども、こちらメーター料込みで4,015円、1か月ですね。になりますことから、これを、例えばですけれども、基本料金3か月分とすれば、一般家庭におきましては、9,339円。

それから業務用につきましては、大型ホテルはもう少し高いとは思うのですけれども、一般的な業務用としましては、1万2,045円、3か月分です。こちらが基本料金になるかと思えます。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○8番（大久保富士子君） ありがとうございます。3か月分の減免になれば、食料品の購入に使えることは大変助かるというふうに思います。前向きな検討をよろしくお願いいたします。

3番目には、年明け早々には住民の皆様にも効果を実感していただける支援が大事かと思えます。そして、物価高から幅広い住民生活を守り抜くため、即効性のある新たな対策を打つべきと提案させていただきます。

そこで、大きな影響を受けている消費への支援対策として、食料品などの購入に使用でき

るデジタルを活用したプレミアム商品券やクーポン券の配布、またデジタルを活用できない方々の現金給付を含めた支援が大事かと思っております。

夏から秋にかけて、国で2万円の現金給付というふうに言われておりましたが、かなりの方から、現金給付はいつになるの。2万円給付、いつになるのとよく聞かれました。現実にはならなかったんですけども、このデジタルの活用できない方などの現金給付も含めた支援対策が本当に大事だと思います。町としての考えをお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） ご提案いただきました食費への支援策として、今回2兆円の国の重点支援交付金の中で、特別加算として食料品の物価高騰として4,000億円が計上されております。これは、国民1人当たり約3,000円の支援を特別枠として、国からは一応指示をいただいているところであります。

まず、ご提案いただきました食費への支援対策としましては、重点支援地方交付金を活用したプレミアム商品券、それからクーポン券、現金給付等の負担軽減策につきまして町の考えはという質問でしたけれども、本町としましては、食料品の価格高騰が住民の皆様の生活に与える影響が大きいことから、本交付金を活用しまして、食料品等の物価高騰対策支援を講じてまいりたいと考えております。

まず、給付の具体的な方法ですけれども、ご指摘のありましたプレミアム商品券の発行、それから現金給付の手法につきましては、これまで多くの自治体に取り組んできた実績がありまして、一定の効果が認められるものと考えております。

しかしながら、プレミアム商品券につきましては、印刷、発送、管理などの事務経費が比較的大きくなることや、利用期間内に使い切れずに残高が生じる場合があることなど、運用面で課題が指摘されております。

また、現金給付につきましては、口座振込の確認、それから口座情報の入力作業、そういった多くの事務的作業が必要となるほか、振込手数料もかかって、事務的経費、こちらも必ず発生しますことから、迅速な給付も難しくなり、費用負担が増大する面もございます。また即効性は、現金給付は高いものの、町内でのこれが消費につながるかどうかは把握しにくいという課題もございます。

これらの課題をいろいろ整理した中で、現在、本町では、地域通貨、とうやコインという独自の地域通貨を令和7年1月14日から運用を開始しております。

前回の重点支援地方交付金につきましても、とうやコインを利用しまして、5,000円で1万円分のコインが付与されるプレミアム地域通貨えーるコインとして一般家庭における物価高騰、それから、地域経済の活性化として支援策を実施している、今まさに段階であります。

地域通貨コインは、町内加盟店において使用できるものでありまして、12月1日現在では、108店舗の加盟店で利用が可能です。今回の給付金をえーるコインを使った手法で検討する場合ですけれども、これまでは、えーるコインにつきましては、第一弾、第二弾と、今、第二弾の実施期間中なのですけれども、2回実際に行っております。

こちらの取得する方法は、町民の皆様がまず任意で自分のスマートフォンからクレジット決済でチャージする方法と、それから役場などにお越しいただいて、現金5,000円で購入をする仕組みを基本としておりましたけれども。

物価高騰対策として、支援を全ての町民の皆様に確実に行き渡らせるためには、とうやコインを全町民の方にプッシュ型で支援する、給付する方法が可能かどうかも含めて、検討を行うことも有効ではないかと、現在、考えております。

こうした点を踏まえまして、本町では、これまで取り組んできました地域通貨、とうやコインの活用が、事務コストを抑えながら確実に町内消費を促すことができる効果的な手法であると考えておりますことから、今回の重点支援交付金を活用した物価高騰対策につきましては、とうやコインによるポイント付与を中心に、まずは検討してまいりたいと考えております。

ただいま議員からご指摘ご提案いただきました町民の生活を守り、地域経済の下支えとなるような交付金の活用、実施に努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力も併せてお願いしたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○8番（大久保富士子君） まず、物価高対策として、確実に支援をすると。全ての町民に確実に行き渡る方法にしたいという町の考え、分かりました。それを、とうやコインのポイント付与にしていきたいと、プッシュ型の付与にしていきたいというお話でありました。

確認ですが、世帯じゃなくて、町民一人にですよ。これは確認。それとあと、とうやコインのポイント付与については、どんなようなものなのか、ちょっと内容を詳しくお話ししていただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） とうやコインをプッシュ型による付与ということで、現在検討しておりますけれども、その手法については、今、内部でもちょっと検討しておりますけれども。

今、ちょっと考えておりますのは、1回、2回目と、えーるコイン、実際、販売実績はありますので、まず第一弾につきましては、購入いただきました方は町民3,517名、それから、第二弾、今回につきましては3,685人ということで、168人、前回から増えております。

まずこの方たちにつきましては、既にとうやコインに加盟していただいて、えーるコインも購入していただいておりますので、システム側から自動的に付与というのは、割とスムーズにいけるのかなと思っております。

それから、全町民にというお話をしましたが、町民は11月末現在で、7,772人、住民登録されている方がおりますので、半数近くの方が、第一弾、第二弾のえーるコインも購入されていない方ということになりますので。

こちらの方々にえーるコインをプッシュ型で付与するということで、まずは、住基情報から購入されてない方を拾って、その方たちに周知をした後に、例えばカード、とうやコイン

のカードを送付するような形で、そこに現金を、プレミアム分を入れて、使っていただくような形ができないかどうかというところを今ちょっと考えているようなところであります。

以上です。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○8番（大久保富士子君） カード、今まで使っていない方にはカードで付与するという、金額とかは決まっているのですか。決まっていれば教えて、大体の。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 金額につきましては、まだ重点支援交付金の洞爺湖町への限度額というのがまだ決定されておられませんので。

こちらの限度額の範囲の中で、先ほど答弁いたしました水道料金、下水道料金ほかに合わせて、今回の食料品支援のえーるコインの金額も見ながら、予算の、まずは国から配分された限度額を考慮して、検討してまいりたいというふうに考えておりますので。

金額については、今、5,000円にするとか、1万円にするとかということは、ちょっとまだ答弁できる状況ではございません。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○8番（大久保富士子君） 理解させていただきました。確実に町内消費を促すためということで、効果がある手法ということで、このとうやコインを使うというお話で認識させていただくと、それでよろしかったですね。

町としては、現金給付の代替として、全町民にとうやコインをプッシュ型で付与すると、そういう方向性で考えているということで認識させていただきます。分かりました。

それでは四つ目には、中小企業・小規模事業者への実効性ある支援の強化として、物価高騰に伴うコスト増により経営が困難な事業者に対し、資金繰り支援、また商工会からの要望でもあります経営改善を後押しする目的として、小規模事業者経営改善資金融資の利子の一部補助制度などを支援するなどの金融支援制度の実施や経営相談支援などの強化について、町の考えをお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） ただいまのご質問でございますが、国の重点支援地方交付金に関連する洞爺湖町の中小企業・小規模事業者支援についてでございますが、当町への交付額につきましては、先ほどもありましたが、現時点で、国からの具体的な内示は示されておられませんので、現段階で具体的な事業を申し上げることは難しい状況でございます。

その上で、当町におきましては、物価高騰により、原材料、エネルギーコストの上昇分を価格転嫁し切れず、資金繰りが逼迫している町内事業者への支援の必要性は強く認識しているところでございます。

現在、継続事業といたしまして、町が実施している中小企業等への支援といたしましては、商工会及び地元金融機関と連携し、中小企業の育成、振興等を図るための中小企業振興資金融資の実施のほか、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受け、金融機関等から融

資を受けた資金に対する利子補給を実施しているところでございます。

また、商工会におかれましては、経営改善普及事業に基づく経営指導とともに、日本政策金融公庫の融資、いわゆるマル経融資に係る推薦を行うことにより、資金繰り支援を実施しているところでございます。

議員ご指摘のとおり、物価高騰の状況は大変深刻であり、事業者支援実施に係るスピード感は極めて重要であると認識してございますので、町内事業者の資金調達環境の改善という観点から、商工会と連携し、制度設計の在り方について検討を進めるとともに、交付金の動向を踏まえつつ、事業実施の可否を含め、慎重に判断してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○8番（大久保富士子君） 今、担当課長からの答弁では、物価高騰の状況は深刻であり、事業者支援実施に関わるスピード感は極めて重要と認識しておりますと。それで交付金の動向を踏まえつつ、実施の可否を含め、慎重に判断してまいりたいという、今、答弁でありました。

私からは、事業者様からの声は、経営改善資金融資利子の一部助成の声をよくお聞きいたします。そのようなことから含めて、物価高に対する町長の考え、町としての考えをちょっと最後に聞かせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） ただいま、議員のほうから、まずいろんな形でご提案がございました。

先般、御党の方からの要望書ということで承り、さらには商工会からのほうからも承った中で、特に共通しているところがございましたマル経、いわゆる日本政策金融公庫の融資、マル経についての様々な形のご提案ということで、それも含めまして、今、国会でご審議されている補正予算が可決された段階で、今、担当課長のほうからありましたように、細かいところで数字が出てまいります。

そういったところで、ご提案のあった即効性のある施策をとというキーワードかと思いますので、その点、重々把握しながら庁舎内でも審議して、議会のほうにもご提案をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○8番（大久保富士子君） 最後に、物価高の支援が一刻も早く生活者に届くことを期待いたしまして、今回の質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。

○議長（大西 智君） これで、8番、大久保議員の質問を終わります。

ここで、休憩といたします。再開を午後2時といたします。

（午後 1時48分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

○議長（大西 智君） 休憩前に戻り、一般質問を続けます。

次に、5番、今野議員の質問を許します。

5番、今野議員。

○5番（今野幸子君） 5番、今野幸子です。

初めに、先日の津波、自主避難、皆さん大変だったでしょう。ご苦労さまでした。

避難地区の避難所について伺っていきます。7月30日、津波による避難が行われました。福祉避難所が地域交流センターから健康福祉センターさわやかに移ったわけですが、今回の福祉避難の開設はどのように行われたのか、開設に当たっての経過や運営の流れなど、利用された方、家族の受入れ、そういったことをお聞きします。

また、乳幼児や妊婦さんへの対応をどのように考えているかお聞きいたします。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 福祉避難所の状況でございますけれども、健康福祉センター内において、福祉避難所を開設してございます。他の避難所と同様に、まず午前9時55分に開設をしまして、午前10時15分頃から避難者の受入れを開始してございます。

この避難所につきましては、午後9時の避難解除までの間に、最大で16名の避難者の受入れを行ってございます。

また、乳幼児の受入れの関係でございますけれども、乳幼児の保護者ご家族の2世帯をお受けして、対応して当たっているという内容でございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 16名の方が避難されたということなのですが、実際に、福祉避難所に避難するという対象者はどのくらいいたのでしょうか。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） まず、福祉避難所の対象者のご質問かと思えます。対象者の方につきましては、11月末の現在の数値になりますけれども、虻田地区は19名で、洞爺地区のほうは7名となっております。

先ほどのご家族の受入れ、乳幼児等のお話もございましたけれども、ご家族の受入れについては、車椅子使用者の方と付添者の方で、ご家族2世帯ということで、それから、先ほど総務課長のほうから答弁させていただきました乳幼児と保護者のご家族2世帯をお受けして、対応に当たったところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 開設されて、受入れもスムーズに流れていた、このようなことなのでしょうけれども、母と子の館にも車椅子の方々が避難されておりました。これは、どのよう

な状況だったのでしょうか。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 車椅子の方の避難の状況になりますけれども、車椅子の方々につきましては、施設入所者の方がこちらのほうに避難をしてございますけれども、あぶた母子の館のほうに避難をされているという状況になります。

人数については、こちらのほうで把握をしているのは10名ほどいたというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 避難所開設に当たって、福祉避難所におきましては、特にベッドの常備は必要と考えています。ベッドの配慮をどのようにされていきましたか。

また、感染症など、パーティションなどの設置はどうなっていたのか。もしよろしければ、その付添いの方の家族の方々にはどのような対応だったのでしょうか、お聞きます。

○議長（大西 智君） 今野議員、これ、質問の要旨の②番目に入っていますか。

○5番（今野幸子君） ごめんなさい、②番です。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 福祉避難所の状況でございますけれども、健康福祉センターさわやか、それと洞爺のふれ愛センターが指定されてございますけれども、折り畳みベッド、段ボールの備蓄をしてございますけれども、まず、さわやかなほうにつきましては、折り畳みベッド8台、それと洞爺のふれ愛センターにつきましては、保管施設も兼ねてございますことから、90台ほどの常備をしてございます。

また、福祉避難所さわやかなパーティションの配置になりますけれども、これにつきましては、常時5台ほど配備をしてございまして、7月30日の津波避難の際にも、これにつきましては使用させていただいてございまして、避難の方に対応させていただいているという内容になります。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） ただいま、議員のほうから、お受けした家族への対応等はどうであったのかといった目線の部分があったかと思います。

福祉避難所のさわやかなほうにおいては、直ちに折り畳み式ベッドを準備してございましたので、そちらのほうに、まずはご移動いただいて。

それとともに、しっかりと個人情報、プライベートな部分も保たれるように、パーティションも全て仕切りを加えて、しっかりとした対応、ご本人のほうから、住みよいといいたく、生活しやすい環境を整えるべく、そういった部分につきましてもしっかりと寄り添った対応に努めさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 先ほど、1番議員からもありましたように、本当にベッドの常備、少しでもいいから、置けるだけでもいいから、避難所に設置していただきたい。このように心から望んでいます。答えは先ほどの答弁で結構です。

③番に行きます。

津波は川を遡上すると言われていています。河川の周辺など、また避難対象地域から外れているようなところなどや、少しでも危険性を感じるようなところは今のところないのでしょうか、お聞きします。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 河川の津波浸水想定区域のお話かと思えますけれども、これにつきましては、まず令和3年に北海道が公表しました津波浸水想定区域に基づきまして、このハザードマップを作成してございます。津波の河川への遡上や地形を考慮しまして、河川沿いにつきましては、浸水想定区域を広く設定をしてございます。

今、議員のほうからもございましたけれども、この点につきましては、防災講話等を通じながら、こちらのほうにつきましては啓発に当たっているという認識でおりますので、その点でご理解をいただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） いろいろ避難は続けてありましたが、防災マップには、最大クラスの津波を想定した津波浸水想定区域図を基に作られていると書かれています。ところが、想定以上の津波発生などで、浸水想定区域以外でも浸水するおそれがあるとも書かれています。

今、現在行われている津波の訓練、これは同じ町内での災害発生であるのですが、津波避難対象区域以外の人にとっては、まるで関係のない地域の出来事かのように感じられることがあります。

避難対象地区以外の方も一緒に訓練に参加していただくことによって、実際に津波避難に遭ったときには、被災されなかった方々による何らかの形で、ボランティア参加にもつながるのではないかというふうに考えられます。

また、海から離れた場所では、先ほど言った、河川近くで避難対象の地域であるにもかかわらず、油断しておられる方もいるようです。

このようなことから、今、想定外の津波もあることも踏まえ、少しでも多くの方が訓練に参加していただけるよう、避難対象区域外の人にも訓練の際には呼びかけがあってもよいのではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまのご質問の件でございます。

各地域のハザードマップを見て、その浸水想定に当たる方につきましては、当然、前回にもありましたように、避難指示の発令が伴うことかと思いますが、まず、そのハザードマッ

プを見て、今、議員のほうからもありましたとおり、住民の皆様にも、その津波対象地域外の方も含めまして住民の皆様にも理解していただきまして。

町民の方たちに避難が必要な場所がどこかということも、これからの啓発活動の中で、自治会ごとのいろいろな集いにお伺いをしまして、周知をしまいたいというふうに考えてございます。

浸水想定区域に限らず、避難訓練等を広く多くの方が参加していただけるよう、また、学んでいただけるような仕組みづくりを考えたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） よろしく申し上げます。④番に行きます。

避難所となっている虻田小学校、来年には中学生も一緒に校舎に入ります。それによって、環境が変わることで、不安やストレスなども、児童生徒、先生方にも、本人に気づかずとも、かかってくることになるのではないかと思います。

また、今の小学校、中学校、別々の状況に慣れ切っている児童生徒、そして先生方々にとっては、より大きなストレス、新たな環境に慣れるまでの期間は長引くことになると考えています。

児童生徒が、こういった中で、体育館が使えなくなることでのストレスも加わります。これは、虻田小学校に限らず、とうや小学校や中学校、避難所になっているところは同じです。7月30日の津波避難では虻田小学校、中学校の両方の学校が使用されました。

今後、虻田中学校体育館が使用可能になるのかどうか、津波避難に関しては、今のところ、虻田地区での避難場所が指定されていますが、避難期間が長引くことになった場合、トイレや水飲み場、手洗い所、児童生徒と共同使用になる、そういったこと。

それから、児童生徒が家庭学習をする際に、今までどおり、我が家でできる児童生徒や、津波で、避難所で行うことになる児童生徒が生まれてきます。教室を家庭学習用に充てることも考えられますが、児童生徒から思いっきり体を動かす場所、体育授業などで使用される場所がなくなってしまうなどの状況になってしまいます。

津波による避難と噴火での避難では、また大きな違いがあります。噴火の避難においては、虻田地区、温泉地区、そして、その地区外に避難する方々、大勢出てくることになります。避難所での数も増え、場所も離れることになります。

時には、体育館以外の空き教室、特別教室なども使用されることも生じるでしょう。スマホなどの利用なども増えることで、電力はどうなのか。使用された教室などを含め、暖房はどうなのか。停電や断水、そういった発生、続くことや、インフルエンザなどの感染症、まだまだ多くの課題が生じています。

このような状況で、教職員の方々にとっては、私どもには想像できないほどの気苦労と、多忙な日々となるでしょう。中には、被災者になっている方もいるかもしれません。災害発生後、どのようにして、児童生徒の学習保障として、授業を再開していくのか。

児童生徒のストレスが少しでも少なくなる形で、どうつながるのかなど、小学校、中学校での避難が長引くことになったときの避難所としての学習面において課題が生まれますが、そういった授業再開など、どのような対応を考えられておりますか。学校が避難所として長期化するときの対応について伺います。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 小学校を避難所とした場合の利用の関係かと思いますが、町内の学校の体育館を避難所として指定をしてございますけれども、当然、災害が発生した場合においては、災害の状況にもよりますけれども、避難所として使用することとなります。

避難が長期化する場合、議員からもございました児童生徒が体育館を学習に使用できるよう、学校施設以外の避難所、これを2次避難所とすることも当然、必要と考えてございます。他の公共施設のほか、災害時の避難所利用の協定を締結している宿泊施設など、これを想定してございます。

学校体育館の避難所としての利用につきましては、子供の学習の場を守るということも必要と考えてございますので、そういった点も踏まえて、先ほどの宿泊施設などの想定も含めて、今後、どのような対応が必要なのか、課内で対応、どのようなことなのか考えてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 宿泊施設とは、具体的にどのようなところを考えているのでしょうか。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 具体的なところまでというには至ってはいないのですが、実際に代替施設として、候補としては必要なものということで、まず宿泊施設の部分が、自治防災のほうで今、上がっているということで、今、お伝えをさせていただいてございます。

具体的にどうこうというのはまだこれから、どういうふうにするかというようなことを考えていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） ⑤番に移ります。

7月30日の津波避難のときにも見られましたが、ペットと一緒に避難されてきた方々がおられました。ケージに入れてきましたが、ケージを置く場所もなく、避難所の外で、見えるところに置いてはどうかなど提案がありましたが、結局は、車の中にいることになりました。

外にケージで置くには、夏場は暑過ぎ、冬場は寒過ぎ、こういった問題があります。ペットと一緒に避難できる避難所は可能か不可能か。ペットと別々なところでの受入れなら可能なのか。

そういった、ペットがいることで避難所へ避難することができず、やむなく家に残る家庭が生じるようなことのないよう、ペットがいても安心してペットと一緒に避難できる対応が必要と考えられます。ペットと避難者が安心して避難できる対応を伺います。

また、生活する上で一緒にいることが必要な、ペットとは違った考えが必要となる補助犬についてはどのように考えられていますか、お聞きします。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） まず、ペット避難のことでございますけれども、災害時のペット対策につきましては、前回の噴火災害も踏まえました経験も踏まえて、避難する際にはケージの使用としまして、ペットと一緒に避難することとしまして、ペットを飼育されている皆さんに周知をしているところでございます。

ペットは家族同然でございます。ともに過ごしたいとの思いは承知をしておりますが、避難所内では動物に対するアレルギーをお持ちの方がいらっしゃる、排せつ物など、衛生面での対応が難しいことから、一般の避難所におきましては、居住スペースとは別に、ペットをケージに入れて専用スペースを確保するよう、避難所運営マニュアルにも定めているところでございます。

ペットとともに過ごすことのできるペット同伴避難所の設立につきましては、避難所の収容人数の問題などや有珠山噴火災害時には、町外への広域避難となり、他の自治体の受入れ条件なども、課題もありますことから、現段階でのペット同伴避難所の指定は難しい状況でございます。近隣自治体とも、この点につきましては、連携を図りながら協議、検討を進めてございます。

また、早い段階でペットの救護センターを開設すること、また、プレハブなど資機材、資材を調達しまして、避難所にペットを収容する建物を設置するなど、飼育スペースを確保することとしてございます。

また、キャンプ用テントを活用しまして、ペットと一緒に避難を行っている事例もございますので、各施設の状況に応じまして、この点につきましては対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 補助犬の関係。

末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 失礼しました。２点目の補助犬の避難対応でございます。

補助犬につきましては一般のペットと違いまして、障害のある方のパートナー、要は体の一部でございます。

一緒に避難をしていただくことになりますが、避難所での受入れの際には、他の避難者へのアレルギーの対応なども必要となることから、受付の際に申し出ていただいた上で、必要に応じまして避難所内で配置を調整することなど、この点につきましては、そういった対応をしてまいりたいと考えてございます。

災害時の協定を締結している宿泊施設などに協力をしていただくなど、補助犬とともに避難されている方が生活しやすいものとなるよう、この点につきましては配慮していきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 本当に補助犬に関しては離すわけにはいけないので、ぜひ一緒に、一般の避難所であっても、ちょっと区域をつくってでも避難を一緒にできる、そういったほかの人に対しても理解していただけるような周知と一緒にお願いしたいと思います。

⑥番に行きます。

噴火の避難所が変更を余儀なくされ、防災マップに書かれている避難所が変更になっている地域があります。

津波の避難所にも一部ありますが、津波に関しては、変更後の防災マップも周知もすぐできると思いますが、噴火での避難は洞爺湖町以外の市町への避難となることで、避難所の決定が難しいようですが、避難所が決まり次第、新たにマップが配布されるのかとは思われますが、それまでは、どの地域が変更になっているのか。変更になったことさえ知らされていないのではないか。

もし何も知らされていないまま噴火が起きた場合、車での避難の方は直接避難所へ行ってくださいと言われているとおり、マップに書かれている避難所へ向かうことになります。車の方も、一旦、避難集合場所へ来ていただいて、そこで避難指定を掲示されるのか、看板などで避難所を貼り出すのか。スマホで周知では、持っていない人もいます。スマホを使いこなせない人もいます。

防災無線では、1か所2か所の避難所を知らせる、そういった複雑になることはちょっと大変ではないかと思います。まずは、どこどこの地区が、変更先はまだ決まっていますが、避難所が変更になりますくらいは周知しておくことが必要ではないでしょうか。

噴火が起こる前に避難所の変更後の避難マップが、防災マップが配られれば問題はないのですが、変更後の避難所が噴火直前の決定であったり、また決定されていなかったりした場合の避難対象者への周知方法をどのように考えていますか。お聞きします。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまのご質問の件でございます。

これまで、地域防災計画におきましては、近隣市町を含む市町村において、対象に広域避難を行うこととしてございます。受入先の施設について、現在協議を行っているところでもございます。

相手先の提供可能な施設の収容人数の問題もございます。他の公共施設の提供も含めまして、継続して協議を行っている状況でもございます。他の周辺自治体とも協議を進めているところでございますが、受入先自治体の施設の利用状況により、避難先となる施設を事前に選定することが当然難しい問題もございます。

各自治体の個別の事情も踏まえまして、丁寧な協議を行う必要がございますが、可能な限り、この点につきまして協議、速やかに整えまして、住民の皆様に、この点につきましては周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） まず、どこの地区が変更になったのか、それも知らない人たちがいます。変更になったことも知らないという地域もあるので、そういった人たちへの、こういう、変わっていますという周知方法はどうしたらいいのかということを、そのときの状態にもよるでしょうけれども、それを考えておく必要があるのではないのでしょうか。

○議長（大西 智君） 変更された地域があるのか。そして、その変更された地域に対しての周知ということで、その辺。

末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまのご質問の件でございますけれども、その変更となる自治会、その点も、そこの自治会が対象としていいのかどうかも含めて、関係の自治体等と協議を進めてございますので、その点でご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） それでは、急に噴火になったときに、避難者はどこへ避難していいのか混乱が起きてしまうのではないかと思います。

やはり、変更になったところには変更になっていると、当日は、もし決まらないうちに噴火になった場合は、立て看板であろうが何であろうが、集合場所に提示しますので、それを見て避難してくださいということぐらいは行ったほうがいいのではないかと思います。そういった考えもありませんか。

○議長（大西 智君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋秀明君） 避難所、伊達方面の避難所の部分なのですが、まず変更する先、変わった先が決まらなければ、なかなか周知というのは難しいというふうに認識しております。

決まった段階で、改めてちゃんと周知しようとは考えておりますけれども、その間に、仮に災害があったときには、まず一時避難所で避難先をまずお示しすると。

あとは、そこの一時避難所ではなく、直接避難された方がいらっしゃれば、そこが今度変わった先の避難所、伊達市なり、そういうところに確認した上で、次の避難所へ誘導するというようなことで考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） そういった地区への周知と一緒に、そういった具体的な案を考えていただきたいと思います。

次、プールに移りたいと思います。

まず、説明会、プールについての説明会が、約束していただいたとおり、10月に開催されました。広報には、虻田地区、温泉地区、洞爺地区、それぞれの日時、場所が書かれ、洞爺

湖町の今後の教育についての説明会という見出しで示されておりました。

今回行われた、今後の教育の説明会では、一貫教育の導入についてと、給食センターやプールのことについての３点について説明が行われたわけですが、広報の中では、給食センターの名前もプールの名前も書かれていませんでした。

広報での周知後に、社会教育課からは訂正のお知らせとして、プールに関する説明がありますとＬＩＮＥで流していただきましたが、やはりそのＬＩＮＥを持ってない人には分かりません。

説明会を行う以上は、一貫教育、給食センター、プールの３点についての説明が行われることを周知すべきだったのではないかと考えます。これでは、具体的に何の説明会が開かれるのかが分かりません。

また、町としては３回説明したと考えられているかもしれませんが、説明を受ける側としては、虻田地区、温泉地区、洞爺地区、いずれかの地区一度の説明で受けることになります。資料もその場で受け取る形です。

説明を行ったその場での反対の声が上がらなかったことや質問がなかったことなどで理解を得られたと判断できるもののでしょうか。説明が理解できなければ、質問もできません。また、反対意見もないように、賛成意見もありません。

今回の広報での説明会開催の周知方法は適切だったと捉えているのでしょうか。また、今回の説明で町民の理解は得られたとお考えでしょうか、お聞きします。

○議長（大西 智君） 角田社会教育課長。

○社会教育課長（角田隆志君） 説明会開催に向けての周知につきましては、広報紙、町ホームページ、町ＬＩＮＥなど、複数の媒体を通じて周知を行いました。これらの手段により、できる限り多くの町民の皆様へ情報が届くよう努めており、周知の方法は適切であったと考えてございます。

また、説明会当日は、プールを廃止するに至る経緯や内容、今後の進め方について丁寧に説明を行い、質疑応答の時間を設けることで、町民の皆様からのご意見やご質問に対応いたしました。

参加者からは、プールそのものの存続を求める声があった一方で、プールは近隣の施設を使い、その分、学校教育の充実を図っていただきたいといった、一定のご理解を示すご意見をいただいております。

さらには、社会教育委員会議や教育行政審議会においても、廃止の方針について説明をするとともに、ご意見を求めましたが、特に方針に対して反対のご意見はありませんでしたので、教育委員会としては、おおむねご理解を得られたものと認識してございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○５番（今野幸子君） 今、ほかの施設を利用したほうがというような答弁がありましたが、そういう声が上がっていたと。これは、虻田地区、温泉地区、洞爺地区、どの地区で上がった

たのでしょうか。ちょっと私は聞いていなかったものですから。

そして、説明はあくまでも廃止するという流れの説明であって、もし廃止しなかったらどうなるのかというようなところまでの説明はなかったのではないかと考えています。

そういった中で、資料をもらって説明を受けて、その場で時間もない中で質疑応答ありますよと言われた中で、ぱっと言えるというのは本当に大変なことだと思うんです、口に出すということ自体が。

もう本当に、陳情書も上がっている、まだちょっと考えてくれと、みんなの理解を得てほしいというような陳情書も上がっていることです。理解が得られたというふうに考えないで、もう一度行ってもらいたいものと考えています。

②番に行きます。

もしプールが廃止され、他市町のプールを使わせていただくようになった場合、様々な課題も出てきます。

まずは、児童生徒、授業のためのプール確保や、その授業以外でのプール利用に対して、町が子供たちや町民への支援はどのように考えているのか。前回の答弁では、温水プールを生かした、年間を通じて利用できるという答弁もありましたことから、そういった年間を通しての期間、そういった利用を保障してくれるのか。

送迎の回数は、利用料の負担はどのように考えているのか、町のプール廃止に対する対応策としては、近隣市町や民間のプール施設の利用を視野に、次年度から利用できるように検討を進めると言われていますが、これは児童生徒のプール授業だけのことでしょうか。まずそれをお聞きします。

○議長（大西 智君） 角田社会教育課長。

○社会教育課長（角田隆志君） ②番目の質問でございますけれども、これまで、洞爺地区の学校水泳プールの休止に伴いまして、令和4年度以降は、子供たちが虻田地区のプールが利用できるように、学校が休みの土日及び夏休み期間に送迎バスの運行を計画し、おおむね20回前後の利用がございました。

このたび、虻田地区のプール廃止に伴いまして、学校授業や水泳教室などの社会教育事業、夏休み期間の子供たちの送迎につきましては、これまでの状況を踏まえて、可能な限り継続した対応が取れるように、町部局と協議の上、取り進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） あともう1点、課長。児童だけのプール授業という部分で。

角田社会教育課長。

○社会教育課長（角田隆志君） 一般の方のことについてでございますけれども、一般の大人の利用者につきましては、これまでも洞爺地区や温泉地区の送迎等は行っており、今後も同様に、各自で施設をそれぞれ利用していただくことを考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 子供たちの土日、そして夏休み、そういったところでの送迎ができるというふうに考えていいんですね。そして、その送迎と、利用料がかかるのか、かからないのか。そういったところもあります。

その回数はどのくらいの回数で行う、送迎ですね。夏休みなんか、週に何回あるのか、毎日あるのか、そういった回数、そしてそれにかかる費用など、いろいろありますが、そういった中身のもっと詳しい事情はお分かりでしょうか。

○議長（大西 智君） 角田社会教育課長。

○社会教育課長（角田隆志君） 来年度の話になろうかと思うのですけれども、現在、予算の編成の途中でございます。

料金のことにつきましては、要望を出しておりますが、こちらのほうにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、町部局と協議の上、取り進めてまいりたいと考えているところでございますので、今、具体的な回数と料金については回答を控えさせていただきたいと思えます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） それでは、要望どおり予算がつかなければ、送迎が何回になるかわからないと。今後、ますます暑い日や何かが増えていくんじゃないかと思っています。

家庭には様々な事情があります。子供たちを自由に送迎していける家庭もあれば、仕事や健康面、また経済面など自由に連れていけない家庭もあります、他市町に行く場合ですね。子供たちに、そのとき、うちは貧乏だから、うちは誰も連れていってくれないから、そういった気持ちを抱かせるようなことは決してあってはならないと思えます。

今後、暑い日がますます増えていくことは、誰もが予想されます。クーラーのついてない家庭もまだまだ多いです。そんなときに、プールに自由に行ける子、そして行けない子など、特に子供たちには、そんな格差をつけるようなことは決してあってはならないと考えています。将来的にも、心に傷を負ってしまいます。

授業だけを確保しようとしているのか、今後、放課後や土日、祭日、長期休暇はどうなるのか、町民への対応はどうなるのか。先ほどの答えでは、まだ、今、要望はしているけれども分からないということです。

こういった、どういうふうな対応が行われているか、何も分からないまま廃止だけを理解してほしいというのは、ちょっと理解できないのではないかと私は考えています。

高齢者までの、児童生徒、幼児から高齢者まで、どんな対応、もう一度考えていただきたいと思いますが、どこまで、町の予算、要望ができるのか、もう一回ちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（大西 智君） 答弁できますか。先ほどと同じような答弁になるかと思うのですけれども。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 私のほうからちょっと、一般会計のほうからの支出もあると思いますので、その前段階から申し上げていきたいと思います。

今、議員がおっしゃられている、本当に懸念している事項は、私どもも初めの頃から想定しておりました。自分もプールの近くに住んでいるものですから、子供たちが浮き輪を持って、あそこに泳ぎに行く姿を見られなくなると本当に寂しいなというふうに思っているところでございます。

そんな中、今回、一般質問がございましたので、私どもも、先ほど社会教育課長の角田のほうから説明があったとおり、洞爺地区においては、令和4年から、そういうような夏休み期間と、それから夏休み以外は土日を含わせて20回程度、これを使って、こちらで、プールで泳いでいただいているという報告を受けたものですから。

やはりその程度につきましては、何とか、まだ断言はしませんが、そのぐらいのことをしない限りは、今、懸念されている事項は解消されないと思いますので、そこら辺がまず1点は、そういうふうに、基本的にはそんな考え方をもちたいと思っています。

あともう1点が、使用料の関係ですけども、その場所によって、近隣と言いましても、有料と無料とありますし、洞爺湖温泉のようなところはそれなりの料金がかかると思いますので、そこら辺はまだちょっと煮詰めていないので。

一番大事なことは先ほど申し上げましたとおり、子供たち、大人も含めて、不利益にならないように、可能な限り、今はもう水泳少年団等もなくなったりしているということも聞いていますけれども、できる限り、そういうふうな考え方を持って予算編成に入っていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） ③番に行きます。

他市町や民間のプールでの授業について伺いますが、他市町や民間へ通うことになることで、往復にかかる時間、また授業1コマほどかかるように、送迎だけでもかかってしまうのではないかと思います。それに、冬季に行うとなれば、プールを上がった後、たとえ温水プールだとしても、体を温める時間、また髪などを乾かす、そういった時間も必要になってきます。

そういった体が温まらないうち、また髪が乾かないうち、そういった状況で、この北海道の真冬、外に出ては本当に風邪を引いてしまいます。往復にかかる時間以外に、夏では気にならないようなことにも時間の配慮が必要になってくるのではないのでしょうか。

一度のプールの授業に何コマ使うことになるのか。冬期間に行われるプール授業での、今までどおりの授業回数を確保できるのか。また、回数が減ることとなると、プール授業の効果も得られなくなるのではないのでしょうか。

まず、この授業の回数の確保、これについてお聞きします。

○議長（大西 智君） 角田社会教育課長。

○社会教育課長（角田隆志君） まずは、水泳授業の状況についてお話しさせていただきます。

水泳授業は小学校のみとなっております。虻田小学校では低学年が4回、中学年、高学年は3回ずつとなっております。温泉小学校及びとうや小学校は全学年4回ずつとなっております。

実施時期や回数につきましては、現在、調整中ではございますが、水泳授業の回数は、例年どおり実施できるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） ちょっと洞爺と虻田小学校の差があることで、ちょっと、あれ、どうしてかなというのは疑問に思いますが、座学の知識だけでは、水中で思うように体を動かすこと、水面に浮くこと、泳ぐことなど実技には結びつきません。

④番に移っていきます。

町民プール、学校プールの廃止方針が示されています。その背景には、両施設とも老朽化が進み、維持管理に関わる修繕には多額の費用がかかることから、閉館を余儀なくされ、現在に至っていることが上げられています。

確かに、様々なところに次々と修繕が必要となるなど、維持費がかかっています。町がそのたびに必要な修繕等を行い、今まで管理し続けてきていただいたおかげで、数え切れないほどの子供たちから高齢者までを含め、泳げる人、こういった人を長年にわたって育て続けてこられたのではないのでしょうか。

暑い夏をプールで楽しく過ごす、そういった日々、長年にわたって守り続けてこられたと言えます。でも、プールが廃止になると、今後、今までの夏以上に暑くなっていくと予想される夏日と言える日、これが増え、暑くて長い夏になっていくだろうことは予想され、この夏を、今まで続けてきた修理等を諦め、廃止としてしまうことによって、今、洞爺湖町にいる子供たちにとっては、今までのように自由に楽しむことができなくなってしまう。これは現実のことになります。

プールは、子供たちにとって、夏の暑さをしのぐ、思う存分楽しむことのできる唯一の場でもあります。もちろん、水温、気温、基準のもとで休憩を取りながら行うことが必要です。洞爺湖には海もあり、湖もあります。しかし、海水浴場なるものはありません。その中で、プールは貴重な存在です。

確かに費用もかかり、15年後、25年後には少子化も進み、人口も減ると言われています。今現在、この町に住んでいる子供たち、そして高齢者も含めた町民のためにも、もう少しプールの維持管理を続けようと、廃止ではなく、どうしたらプールを存続できるのだろうか。

利用者数を見ても、子供の減少が続く中で、人口も続く中で、コロナでの休館後、少しずつ増え続けています。社会教育課主催の夏休み初心者水泳教室や洞爺湖水泳協会主催のトビウオ水泳教室などの成果なども考えられます。

せっかくこのような成果を出されているのに、廃止の判断が出されました。廃止せずに済む方法は何か検討されたのでしょうか、お聞きします。

○議長（大西 智君） 角田社会教育課長。

○社会教育課長（角田隆志君） 現状認識といたしまして、町プールにつきましては、施設の老朽化や維持管理経費の増大、利用者数の減少、監視員の確保など、複数の課題を抱えておりました。これらの課題を踏まえ、廃止の判断に至る前に、施設を維持していくための検討を庁舎内において繰り返し行ってまいりました。

具体的には、修繕、改修による施設維持継続の可能性、利用の促進などがございます。しかしながら、いずれの方策についても、財政的負担や監視員の不足による安全面の確保をはじめ、水泳少年団も団員の減少によって数年前に活動を停止するなど、長期的な持続可能性の観点から、十分な効果を見込むことは困難であると判断いたしました。

そのため、総合的に検討した結果、町民の皆様にはご不便をおかけいたしますが、施設の廃止という結論に至ったものでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 水中での運動は、やり方によっては、あまり体力のない方、また歩くことが困難な方、ぜんそくなどであまり運動ができない、そういった方、陸上ではなかなかできない、そういった運動も、水中の浮力を利用して運動が行える。今後、高齢化が進む中で、こういった利用は多く役立つことになるのではないのでしょうか。

先ほど言ったように、他地域のプールに通うとなれば、そういった高齢者の利用はちょっと難しくなってきます。そこに本当に、私も一度、水中でのウォーキングのような、そういったことに参加したことがあります、とても楽しいんです。

参加する前は、私は泳げないしと思っていたのですが、本当に楽しくて運動ができる。こういった経験が、やはり一度でもあれば、楽しいんだ、もう一回やってみたい。こういった方も生まれてきます。高齢者へのそういった働きかけ、健康維持などにもつながってくると思います。

本当に子供のことを第一に考えていただきたい。10月、議員研修で伺った保育所はぜるでは、全て子供たちのためだけを考えて建てられたこと、そこには大人の要望とか、大人の思いとか、そういったことが重視されるのではなく、子供本位で考えられた、大人の都合ではなく、子供を中心に考えられたこと。

そして、驚いたことには、こういうものがあるといいねと気づいたときに町にその要望を出すとすぐにも買ってもらえる、そういった答えも聞かれました。とても驚きました。

洞爺湖町にも、洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画、基本的な視点と、やはり子供を中心とした視点として、子供の視点に立ち、子供にとって最善の利益が実現され、子供たちが幸せに暮らし、健やかに育つことを趣旨としますということなどが書かれています。

こういったことから、この理念の下、プールの廃止が本当に子供にとって最善の利益が実現されることになるのか。プールに行けなくなる、自由に行けなくなる、毎日あるならまだ分かります。それもまだ分かりません。

○議長（大西 智君） 今野議員、まとめていただきたいと思います。

○5番（今野幸子君） お金では得られない健康増進、そして精神的な健康もあります。これまでは、修繕費にかかる金額、十分に比べられるだけの効果を生み出していると私は考えています。

今回、繰り返しの修繕費、プールにかかった主な修繕費として、平成19年度から令和7年度までの18年間で使われた金額、合計で1,145万4,260円になっております。これを18年の18で割ってみると、1年間63万6,348円、平均的な金額です。プールを廃止し、解体するとなると、1億がかかるとあります。

○議長（大西 智君） 今野議員、⑤番目に入っていますか。

○5番（今野幸子君） ⑤番目です。

プール解体のために、1億を使ってプールを廃止するのか。この1億を使って、プールをもう一回維持していくことは不可能なのか。

どんな建物であっても、将来的には修繕、新築、解体が行われます。どうか、こういった経常費などのコスト、今後修繕して維持していくのならば、500万とされていますが、そういったものも含め、しかし、廃止されると、経常費のコストはかからないとなっています。

プールがなくなったために、新たにかかるコストが生まれるのではないかと私は考えています。それは維持費ではなくて、今後、子供たち、私は町民たちも含めて、やってほしいのですが、そういった人の送迎、そして利用料、そういった負担額、どこまで町が見るのかによって、新たな負担が生まれることになります。それらを考えて、どうか。

○議長（大西 智君） 今野議員、質問の要旨をまとめて、もう結構長く話されているので、質問をお願いいたします。

○5番（今野幸子君） このプールで楽しむ権利をなくすことのないように、その効果を生む方法、これから取っていただけるのか。どこまで経費をかけるのか、ただ、ないで終わってしまうのではなくて、新たな経費も含めて考えていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大西 智君） これ、⑤番目の質問でよろしかったのですか。

○5番（今野幸子君） はい、⑤番目です。

○議長（大西 智君） ⑤番目ですね。

角田社会教育課長。

○社会教育課長（角田隆志君） 町民プール及び学校プールにつきましては、老朽化が著しく進行しておりまして、施設の安全性の確保や維持管理に多大な費用を要する状況でございます。

解体費用として、町民プール約1億円、学校プールで約7,500万円を見込んでおりますけれども、これらの費用を修繕管理に充てるべきではないかというご質問。また、送迎等に充てるべきではないかのご質問でございます。

廃止判断に至る前には、修繕や改修による維持継続の可能性についても繰り返し、繰り返

し検討を行っております。しかしながら、老朽化の程度が大きく、部分的な修繕では安全性を十分に確保できないこと、継続的な維持管理経費が高額となり、財政負担が長期的に増大すること、利用者数の減少により、投資効果が限定的となることなどといった課題がございます。

これらの理由から、解体費用を修繕管理に振り替えましても、施設の持続的な維持は困難であると判断いたしております。むしろ、安全面や財政面で、町民の皆様にも不利益をもたらす可能性もあると考えてございます。

教育委員会といたしましては、児童生徒の水泳学習や町民の皆様の健康増進の機会が失われないう、他市町施設の活用や代替的な学習機会の確保に努めてまいりますとともに、財源を有効に活用し、まずは子供たちの様々な体験活動や教育活動を最優先にした施策を進めてまいります。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 今回の説明会は広報にも載っておらず、また、1回の説明で理解を得られた、まだ何も決まってない、そういったことで、決まってないけれども理解してくださいというのはちょっと違うのかなと感じます。

もし、こういった事情でというのをもっと理解してもらえるような説明があって、町民の理解が得られるなら、私は仕方がないと思っています。

ただ、今は、まだ残してほしいという声が上がっています。そういった人に対して、もう理解を得られたということではなく、もう一度説明会を開き、本当に理解を得てからの決断とすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 角田社会教育課長。

○社会教育課長（角田隆志君） プールの廃止方針につきましては、10月に3地区で実施した説明会のほか、社会教育委員会議や教育行政審議会においても説明を行い、ご意見を伺っております。

一定のご理解を、その中ではいただいたと認識しているところでもありますことから、改めて説明会を開催する予定はございません。ただし、今後の取組について必要な情報につきましては、広報やホームページ、公式LINEなどで広く発信してまいります。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 本当に残念に思われます。

やはり、こういった施設を壊すということになると、町民の理解、住民の理解が必要だということが書かれている。そういった中で、まだ理解できないよという声が上がっている、そういう中で決定するということは、町民の声が町政に届いていないのかなと、そのように考えられます。とても残念です、それでは。どうかもう一度考えていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（大西 智君） これで、5番、今野議員の質問を終わります。
一般質問は、これで終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
本日は、これをもって散会いたします。

（午後 3時10分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員